

令和6年度第2回東松山市地域自立支援協議会全体会次第

令和7年3月18日（火）午前10時

東松山市総合会館多目的ホール B

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）各プロジェクト・連絡会議からの報告

- ①障害者進路支援連絡会議
- ②障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議
- ③医療・福祉連携プロジェクト
- ④地域生活支援拠点等連絡会議

（2）SDGs／合理的配慮推進の取組について

（3）各連絡会議・プロジェクトへの全体会委員の関わりに係る希望について

（4）来年度スケジュール（案）について

（5）その他

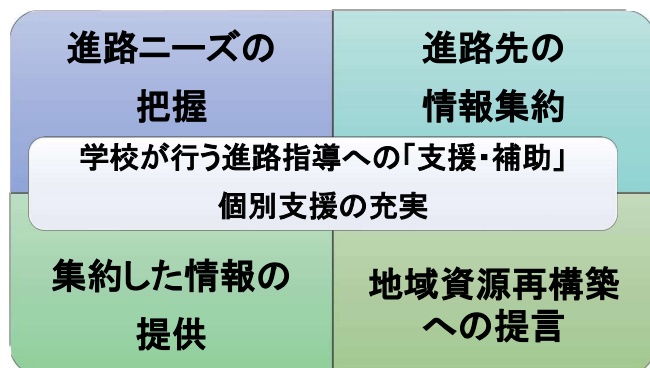
4 その他

会議名	
プロジェクト 設立の経緯	期間が決まっている学校生活の中、障害のある生徒の高校卒業後における進路選択の一助になるための情報提供や、学校が行う進路指導の補完を行うことを目的に、「特別支援学校等の生徒の進路選択を考えるプロジェクト」としてスタートした。その後「障害者進路支援連絡会議」として設置される。
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度目標
	1.『キャリアデザインフォーラム』の開催。 2.『中学生による職業体験』の開催。 3. 両企画を通し、参加者からの意見や感想をとりまとめ、 今後のフォーラムや職業体験の在り方について、 また、より実効性のある情報提供の在り方について検討する。
	成果
	1.定例会議開催 令和6年4月10日(水)、6月12日(水)、7月31日(水)、10月10日(水)、 12月11日(水)、令和7年2月12日(水)
	2.キャリアデザインフォーラムについて ・開催日：令和6年7月3日(水) 10時00分～12時00分 ・内容：第1部「進路選択の考え方」 基幹相談支援センター、就労支援センター 第2部「市内の就労支援や相談支援等機関による 事業内容及び事例説明」 ・参加者：28名(内 障害のある子どものいる保護者28名)
	3.中学生による職業体験事業について ・開催日：令和6年8月27日(火) 9時00分～13時00分 ・協力企業 ① 東松山紙器工業株式会社(段ボール加工、組み立て) ② 高橋精機株式会社(自動車部品製造) ③ 株式会社福祉の街デイサービスふくしのまち東松山(介護補助) ④ 伊田テクノス株式会社(事務) ⑤ 株式会社ヤオコー 東松山シルピア店(品出し、陳列等) ・参加者：6名 ※キャリアデザインフォーラム、職業体験について 詳細は別紙資料参照
	次年度に向けて
1.「キャリアデザインフォーラム」及び、「中学生による職業体験」の開催 2. 進路選択を補完する方法や情報提供の在り方について協議。	

令和6年度 東松山市地域自立支援協議会全体会
「東松山市障害者進路支援連絡会議」

令和7年3月18日

進路支援連絡会議の役割と目的



情報共有

- 定期的に連絡会を開催し、関係機関同士の連携および情報の共有を図る。

コンセンサスの形成

- 進路に関し、地域の課題となっていることについて、その解決に向けて議論し、そして提言する。

コンセンサスの発信・共有

1人ひとりの希望や意見の共有

- ・情報発信や地域交流を目指した『キャリアデザインフォーラム』を開催する。
- ・働くことや働くために必要なことを知り、将来職業を選択するにあたっての興味や適性を確認すること、東松山地域で「働く体験の場づくり」を促進することを目指した『中学生による職業体験』を開催する。

令和6年度の目標

- 1.『キャリアデザインフォーラム』の開催
進路選択の考え方や、進路選択の流れについてなど情報提供を行う。
- 2.『中学生による職業体験』の開催。
実際の企業で働く体験の場を提供する。
東松山地域におけるまちづくりの視点に立った「働く体験の場づくり」を促進する。
- 3.両企画を通し、参加者からの意見や感想をとりまとめ、
今後のフォーラムや職業体験の在り方について、
また、より実効性のある情報提供の在り方について検討する。

進路支援連絡会議の今後について

連絡会議事業スケジュール

会議等日程	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定例会議	10日		12日	31日			10日		11日		12日	
定例会議議題	・「キャリアデザインフォーラム」について ・今年度の予定について		・「キャリアデザインフォーラム」について ・職業体験について	・「キャリアデザインフォーラム」振り返り ・職業体験について			・職業体験振り返り ・次年度の「キャリアデザインフォーラム」について		・次年度の「キャリアデザインフォーラム」について ・次年度の職業体験について		・次年度の「キャリアデザインフォーラム」について ・次年度の職業体験について	
キャリアデザインフォーラム				3日								
中学生による職業体験					27日							
その他	・4日 キャリアデザインフォーラムちらし打合せ ・5日 事務局会議	・17日 幹事会 ・31日 特別支援教育コーディネーター連絡会出席	・11日 事務局会議	・19日 幹事会	・26日 全体会議	・20日 幹事会		・13日 事務局会議 ・15日 幹事会	・9日 事務局会議	・10日 幹事会	・7日 事務局会議 ・20日 キャリアデザインフォーラムちらし打合せ	・6日 幹事会 ・18日 全体会議

令和6年度キャリアデザインフォーラム 「障害のある子どもの進路選択相談会」の開催

【目的・趣旨】

年度初めの時期に進路選択に関わる情報提供を行うことで、保護者が進路について考えるきっかけとし、早い時期から情報を得て、各機関のサポートやサービスにより当事者の成長や進路選択を支える仕組みを築くことの重要性を理解する場とする。

【日時】 令和6年7月3日（水） 10時00分～12時00分

【会場】 東松山市総合会館4階

【対象者】 市内在住、在学の障害のある児童、生徒の保護者。

市内就労、福祉、教育、行政関係者、その他関心のある方

【内容】 ・第1部 講演会①「進路選択の考え方」

比企地域基幹相談支援センター、東松山障害者就労支援センター

・第2部 就労支援センター、就労移行支援事業所、就労継続B型事業所、生活介護事業所、ハローワーク、相談支援事業所 のサービス内容の紹介

【提供資料等】 ・福祉ガイド ・障害者のための施設一覧 ・各事業所のパンフレット

・特別支援学校案内 ・中高生による職業体験の案内



令和6年度キャリアデザインフォーラム 「障害のある子どもの進路選択相談会」について

今年度の取組

・内容について

「進路選択の考え方」について情報提供を行った

【第1部】

これからどう進路選択が始まっていくのか。
進路を選択していく過程や、福祉サービスや一般就労などの進路をどう選んでいくのか。
今できることや、準備をしておくことは何があるのか。
など情報提供を行った。

【第2部】

第1部の話を受け、質問を受けられる場や
保護者同士の意見交換をする場を設けた。

・周知について

委員であるPTAから保護者へ情報提供。
チラシを市内福祉施設に勤務しているプロの漫画家経験のあるスタッフに依頼。
東松山市総合教育センターの協力で
特別支援コーディネーターへの周知。
各学校へ早めにチラシを送付。

・対象者について

市内在住の方のみ
→市内の学校に通学している方に変更して案内。



令和6年度キャリアデザインフォーラム 「障害のある子どもの進路選択相談会」の開催

①「進路選択の考え方」

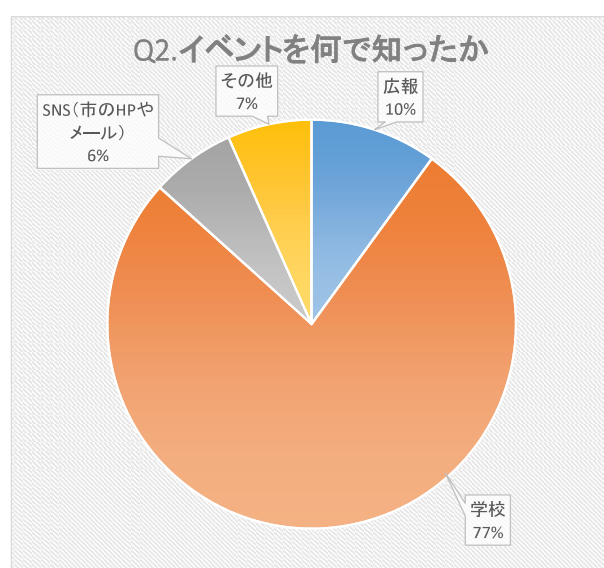
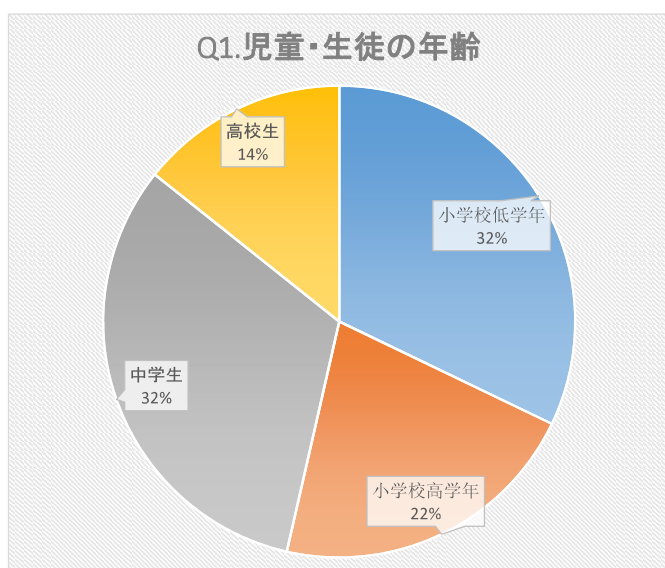


②市内の就労支援や相談支援等機関による事業内容及び事例紹介
(就労支援センター、就労移行支援事業所、就労継続B型事業所、生活介護事業所、ハローワーク、相談支援事業所)

・参加者:28名 (小学1年生～高校3年生の子供を持つ保護者28名)

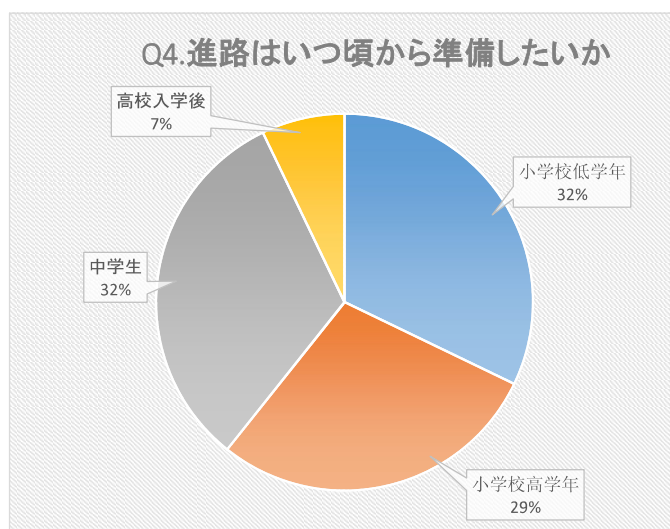
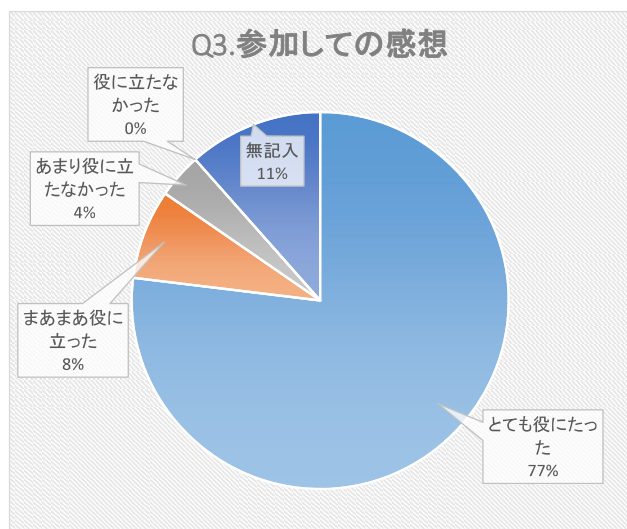
令和6年度キャリアデザインフォーラム 「障害のある子どもの進路選択相談会」アンケート結果について

・参加者:28名 (小学1年生～高校3年生の子供を持つ保護者28名)



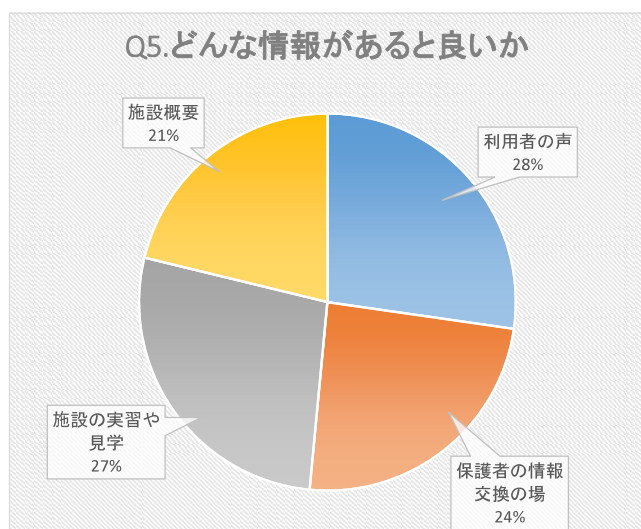
令和6年度キャリアデザインフォーラム

「障害のある子どもの進路選択相談会」アンケート結果について



令和6年度キャリアデザインフォーラム

「障害のある子どもの進路選択相談会」アンケート結果について



Q5 5その他(やって欲しいこと)

- ・相談の場の提供して欲しい。
- ・施設の具体的な作業内容(1日の生活、昼食、送迎など)を知りたい。
- ・障害年金の手続きについてや後見人について知りたい。
- ・各事業所を利用する流れ(申請方法など)について知りたい。
- ・グレーゾーンの子向けの進学先について知りたい。
- ・交流の場の時間をもっと設けて欲しい。
- ・実際の利用者の声を聞きたい。
- ・「中学生の職業体験」に参加したいが、現在の高校1年生で吉見町在住。
- ・施設の資料が(作業内容やサークルについて)欲しい。
- ・合理的配慮について知りたい。
- ・特別支援学校の高等部について知りたい。
- ・進路活動のいろいろな事例(体験談)を聞きたい。

令和6年度キャリアデザインフォーラム

「障害のある子どもの進路選択相談会」アンケート結果について

Q6.進路選択についての困りごとや、本日の感想

- ・各機関や事業所の詳しい内容の資料が欲しい。
ホームページだけではわからない。
- ・障害があっても(小中学校と同じように)通える全日制普通高校があるのか知りたい。
- ・通信制の高校が合わずに辞めた場合、その後の対応(選択肢)が知りたい。
- ・子供にある就職先、どのような企業があるのか知りたい。
- ・高校には特別支援級がないので、知的障害がなくても(療育手帳不所持)学校生活に配慮が必要なこどもの進路選択が難しいと感じている。
- ・支援級の先生以外の先生の「障害への理解」がない。
- ・本人が自分で選択するのが難しいので、親が情報収集していかななくてはならない。
もっと情報がほしい。
- ・アセスメントを受けてみたいと思った。
- ・少しずつ将来について考えていきたい。
- ・困った時一人で抱え込みがちでしたが、今回の話を聞いて、どこに相談してもいいことがわかった。
もっとこういった情報を広めてほしい。
- ・わかりにくい名称が多い。今回の話で基本的な名称の理解につながった。

これまでのキャリアデザインフォーラムについて

年度	開催日	参加者数	内容
平成28年度	平成28年7月12日	28名	各機関による役割や、事業内容の紹介、事例・モデルケースの紹介
平成29年度	平成29年6月29日	29名	中学生による職業体験報告、体験を受け入れた会社の方からお話、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
平成30年度	平成30年6月25日	24名	中学生による職業体験報告、体験を受け入れた会社の方からお話、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
令和1年度	令和1年7月1日	23名	一般企業で働く方からのお話、中学生による職業体験報告、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
令和2年度	令和3年2月1日～3月31日	閲覧数23名	中学生による職業体験受け入れ企業インタビュー、ライフステージごとの福祉サービス事業所紹介
令和3年度	令和3年6月30日	18名	障害のある子供を育てた保護者の体験談、市内の事業所の事業内容及び事例紹介
令和4年度	令和4年7月5日	13名	①障害者雇用を行う企業の取り組み 東松山紙器工業株式会社 曽根岡様 ②市内の就労支援や相談支援等機関による事業内容及び事例紹介
令和5年度	令和5年7月5日	13名	①「障害のある子の進路選択」について保護者から講演 ②市内の就労支援や相談支援等機関による事業内容及び事例紹介
令和6年度	令和6年7月3日	28名	①「進路選択の考え方」基幹相談支援センター、就労支援センター ②市内の就労支援や相談支援機関等 事業内容及び事例紹介

令和6年度「中学生による職業体験」の開催

【目的】 参加する中学生が実際の仕事を見たり体験したりすることで、働くことや働く為に必要なことを知り、将来を考える上での情報収集を行うとともに、保護者にも子供の様子を見学していただき、進路選択に必要な情報を得てもらうこと。東松山地域におけるまちづくりの視点に立った「働く体験の場づくり」を促進することを目的とする。

また、体験後の本人・保護者の振り返りから、新たなニーズの掘り起こしを図る。

【日時】 令和6年8月27日（火） 9時00分～13時00分

【会場】 松山市民活動センター 大会議室

【対象者】 市内中学校の特別支援学級を利用している中学生

市内在住で特別支援学校等へ通学している中学生、高校1年生

※ 原則として保護者が同伴できる方

【スケジュール】

9時00分 オリエンテーション

10時00分 職業体験

12時00分 振り返り学習 ～13時00分 終了

【協力企業】

東松山紙器工業株式会社様、高橋精機株式会社様、株式会社福祉の街ふくしのまち東松山様、

伊田テクノ株式会社様、株式会社ヤオコー東松山シルピア店様



13

進路支援連絡会議の成果について

令和6年度 中学生による職業体験の様子

伊田テクノ様(建築業事務体験)



デイサービスふくしのまち東松山様
(デイサービス体験【お茶配り、レクの準備など】)



ヤオコー東松山シルピア店様
(品出し、陳列等体験)



14

進路支援連絡会議の成果について
令和6年度 中学生による職業体験の様子

東松山紙器工業様
(ダンボールの加工 体験)



高橋精機様
(部品検査 体験)



事前学習、事後学習



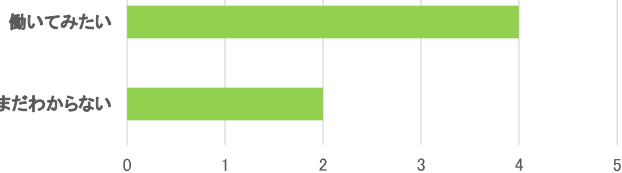
・参加者:6名
小学6年生～高等部1年生
市外3名(滑川町、熊谷市、吉見町)

15

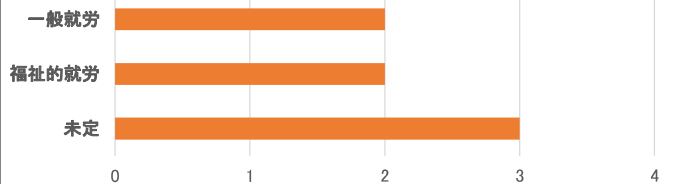
令和6年度 中学生による職業体験」アンケート結果について

・参加者:6名 ※定員9名
【内訳】 高等部1年 2名(手帳B判定1名、A判定1名)、中学部3年 1名(手帳A判定)、
中学1年 2名(手帳なし) 小学6年 1名(手帳なし) ※市外3名(滑川町、熊谷市、吉見町)

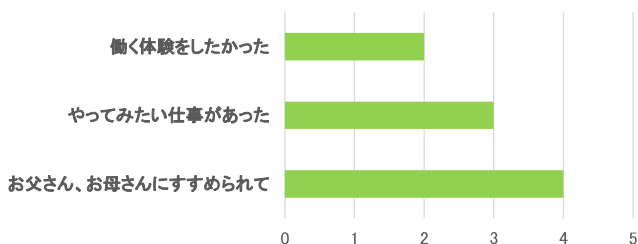
将来働いてみたいか(参加者)



進路希望(保護者)



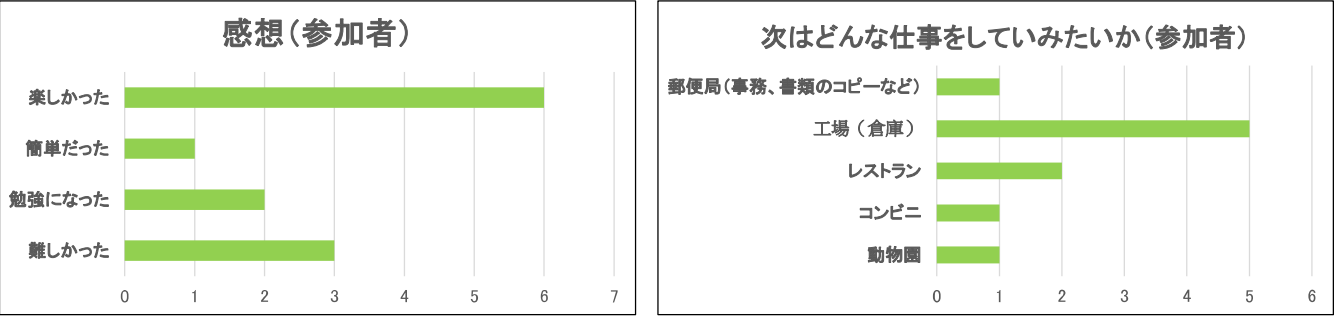
参加理由(参加者)



参加させた理由(保護者)



令和6年度「中学生による職業体験」アンケート結果について



感想や今後期待することなど(保護者)

- ・貴重な体験ができてよかった。
- ・生活習慣を見直す参考になった。
- ・また次回も参加したい
- ・福祉サービス見学ツアーや施設見学をしたい
- ・グレーゾーン(手帳を所持していないこども)のための支援の場(情報提供など)がほしい
- ・普段見られない様子が見られた。
- ・進路を考えるうえで参考になった。
- ・作業所を探すきっかけとなった

進路支援連絡会議の成果について

これまでの「中学生による職業体験」について

年度	参加者数	協力実施企業
平成28年度	3名	株式会社丸山製作所、株式会社ビーカム、こども動物自然公園
平成29年度	2名	JA東松山いなほてらす、アビタ東松山店
平成30年度	8名	ひだまりの郷、アビタ東松山店、こども動物自然公園、株式会社ビーカム、シャローム病院
令和1年度	3名	ボッシュ株式会社、東松山ホーム、ヤオコー東松山新宿町店
令和2年度		キャリアデザインフォーラムをオンデマンド配信で実施。 中学生による職業体験受け入れ企業(ボッシュ)のインタビュー動画を紹介。
令和3年度	4名(中止)	東松山紙器工業株式会社、野口精機株式会社、株式会社バンテックイースト、東松山市役所
令和4年度	2名	東松山紙器工業株式会社、野口精機株式会社、株式会社バンテックイースト、有限会社松永松盛園、東松山市役所
令和5年度	5名	東松山紙器工業株式会社、株式会社福祉の街サービスふくしのまち東松山、伊田テクノス株式会社、株式会社ヤオコー東松山シルビア店
令和6年度	6名	東松山紙器工業株式会社、株式会社福祉の街サービスふくしのまち東松山、伊田テクノス株式会社、株式会社ヤオコー東松山シルビア店、 高橋精機株式会社

※令和6年度 新規協力企業

中学生による職業体験協力企業一覧(体験内容別)

●掃除、動物の世話

- ・こども動物自然公園 様
(ふれあい広場の掃除や、看板製作など)

●軽作業

- ・丸山製作所 様(軟水器部品組み立て)
- ・電成興業 様(電設資材ビス止め等)
- ・東松山紙器工業 様(段ボールの加工)
- ・野口精機 様(自動車部品の検査)
- ・ビーカム 様(付録品の解体、分別)
- ・高橋精機 様(部品の検査)

●スーパー、お店

- ・アピタ 様(品出し、陳列等)
- ・いなほてらす 様(袋詰め、品出し等)
- ・ヤオコー 様(品出し、陳列等)
- ・松永松盛園 様(花の管理、販売)

●介護施設の仕事

- ・ひだまりの郷 様(介護手伝い)
- ・東松山ホーム 様(デイサービス手伝い)
- ・福祉の街 様(デイサービス手伝い)

●事務の仕事

- ・シャローム病院 様(総務事務)
- ・ボッシュ 様(書類のPDF化など事務)
- ・伊田テクノス 様(事務)
- ・東松山市役所(事務)

●倉庫の仕事

- ・バンテックイースト 様(自動車部品梱包の準備)

※令和6年度 新規協力企業

19

次年度に向けて

●令和7年度「キャリアデザインフォーラム」「中学生による職業体験」の開催 ＜キャリアデザインフォーラム＞

進路選択のための情報提供の場として

卒業後の進路について、福祉サービスや一般就労など、進路選択の為の情報提供を行う。

令和7年度

支援学級や通級指導教室、特別支援学校などの情報。

手帳を持たない子たちの進路についての情報提供について。

その他 保護者へ情報が行き届くよう、内容と周知の方法について検討する。

＜中学生による職業体験について＞

進路選択の一助となるよう、体験の機会の場を提供。

令和7年度

障害者雇用を行っていない企業にも参加していただき、障害者雇用についての理解促進を図る。

●その他、進路選択を補完する方法、情報提供の在り方について協議する。

障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	ノーマライゼーションのまちづくりを進める東松山市では、障害のあるこどもが一般の保育園・幼稚園・認定こども園・学校に通園・通学を希望し、選択することが多く見受けられるようになってきた。このような現状の中で、東松山市地域自立支援協議会では、障害のあるこどもの「保育園・幼稚園・学校での生活」を支えるため、関係機関のさらなる連携について議論され、平成 20 年に連絡会議を設置し、関係者のネットワーク構築及び仕組みづくりに取り組むこととなった。
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度目標
	1. 巡回相談支援チームの取り組みを北部の小中学校で実施 2. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催 3. 市内児童発達支援事業所への聞き取り調査を分析 4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センターの機能について、充実に向けて検討
	成果
	○令和 6 年度事業実施状況について スライド資料参
	次年度に向けて
	○令和 7 年度事業計画について (1)巡回相談支援チームの取り組み (2)エピソード集 Part3 の作成・関係者への配布 (3)市内児童発達支援事業所への調査を実施 (4)地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能に係る取り組みの推進

障害のあるこどもの 育ちと学びを支える連絡会議

令和7年3月18日（火）



令和6年度事業報告

1. 巡回相談支援チームの取り組みを北部の小中学校で実施
2. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催
3. 市内児童発達支援事業所への聞き取り調査を分析
4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能について、充実に向けての検討



令和6年度連絡会議活動予定・進捗確認票

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 全体会					○ 8/26							○
事務局会議	○ 4/15	○ 5/8	○ 6/14	○ 7/5	○ 8/13	○ 9/9	○ 10/10	○ 11/8		○ 1/7	○ 2/12	○
連絡会議				○ 7/30							○ 2/26	
チーム巡回関係		特別支援教育 コーディネーター 連絡会 3/31	1回目巡回					2回目巡回				
児童アンケート 聞き取り内容の分析			聞き取り内容の分析									
研修会										ともに育ち 合う研修会		
児童センター 機能の充実	医療的ケア児 モニタリング		○ 6/13									
	強度行動障害の 実態・課題把握											

1.巡回相談支援チームの取り組み

学校名	第1回	第2回	内容	時間
松山第二小学校	6月27日（木）	10月31日（木）	参観 話し合い	13：30-14：15 14：30-15：30
大岡小学校	7月4日（木）	10月17日（木）	参観 話し合い	13：20-14：05 14：30-15：30
市の川小学校	7月11日（木）	12月12日（木）	参観 話し合い	13：45-14：30 14：45-15：30
北中学校	9月5日（木）	11月28日（木）	参観 話し合い	13：30- 15：00-
松山第一小学校	9月12日（木）	1月23日（木）	参観 話し合い	13：55-14：20 15：00-16：45
東中学校	9月19日（木）	1月16日（木）	参観 話し合い	13：40-14：30 14：40-15：30
新明小学校	9月26日（木）	1月30日（木）	参観 話し合い	13：30-14：15 14：25-15：10
松山中学校	10月3日（木）	中止	参観 話し合い	13：20-15：30 14：30-16：30

令和6年度巡回相談支援チーム振り返り

○各学校において、訪問を実施することができた。

○相談の中で1回目・2回目と継続して同じ児童の相談があった。

○ケース内容によっては、コーディネーター、担任だけでなく、

養護教諭や学童の指導員、ろう学校のコーディネーターや相談支援専門員等も話し合いに参加をし、より深い内容で話し合いをすることができた。

○教育プランA・Bの共有が減り、社会資源の情報を求める声が増えてきている。

○中学校への巡回相談について

「進路」に関する相談が多くなってきている。※3校中3校



2. 「ともに育ち合う」を考える研修会の開催

◎タイトル：かけがえのない幼児期の育ちをあらためて考える

～こどもの支援者のワールドカフェ～

◎日程：1月27日（月） 14：30～16：45 東松山市民文化センター

◎対象：保育園、幼稚園、児童発達支援事業所

◎内容：①講演

②パネルディスカッション

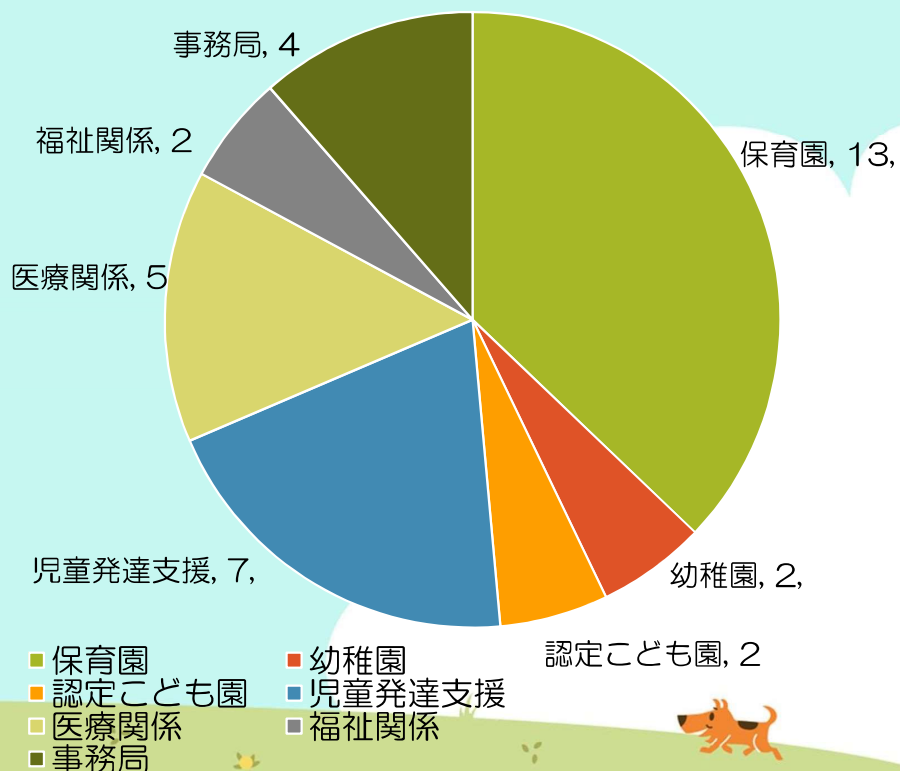
③ワールドカフェ



当日の参加人数

保育園：13名
幼稚園：2名
認定こども園：2名
児童発達支援事業所：7名

その他、医療関係者・相談員等
も参加をしています！



①講演

「かけがえのない幼児期の育ちをあらためて考える ～ワールドカフェに向けて“豆”を挽く～」

講師：埼玉県立大学名誉教授 朝日雅也氏（東松山市地域自立支援協議会会長）

②パネルディスカッション

「それぞれの立場での日々の関わりや支援の様子、そこから感じる喜びや発見等」

パネリスト：聖ルカ幼稚園：堀江主任 仲よし保育園：大塚副園長

縁グループ：木村統括責任者

コーディネーター：基幹相談支援センター：田口相談員

③ワールドカフェ

☆現場でのこどもたちのエピソードについて（喜び、悲しみ、ほっこり、くすっと等）

☆ともに育ちあうために何ができそうか



朝日先生の講演会の様子
法律や条約などを中心に、ユーモアあふれた講義
をしていただきました！

パネルディスカッションの様子
日々の現場で感じていること、
ともに育ちあうを大切にしていくために
何が出来そうか等、発表をいただきました！



ワールドカフェの様子です！



集合写真を撮りました！
研修の学びをリンゴの付箋に記入し、
参加者みんなで実りの木を作りました♪



◎アンケート結果・感想（一部抜粋）

☆講演会：とてもよかった（24）、よかった（1）、あまり参考にならなかった（0）

- ・難しい話を笑いも取り入れてお話ししてもらいわかりやすかった。
- ・パネルディスカッションワールドカフェにつながるお話だと、終了後に気づいた。
- ・ドリップ前のまとめに書かれていることが、今回のテーマ「ともに育ち合う」ということを意識するのにぱっと見てわかりやすい表現だった。

☆パネルディスカッション：とてもよかった（23）、よかった（2）、あまり参考にならなかった（0）

- ・幼稚園、保育園、事業所と同じように共育ちを大事にしていることや、こどもを1番に考えていることが改めてわかった。
- ・先生方の具体的なエピソードを聞くことができてよかった。
- ・他園での子どもへの支援だけではなく、子ども同士のかわりに関する話も聞けて良かった。
保育者が伝えるよりも、同年代の子どもが伝えた方が、子どもの心に響くこともあるということを、事例に入れて聞くことができ、学びになった。
- ・心に残る奥深いお話ばかりだった。参加して良かった。「児発は応援部隊！」心に刻み明日からもがんばります。
- ・“リアル”を知れるとても良い機会だった。
- ・自分自身の言葉で話が出来るってすごいと思った。現場での熱い気持ちが伝わってきた。

☆ワールドカフェ：とてもよかった（22）、よかった（3）、あまり参考にならなかった（0）

- ・同じ保育園、幼稚園、児童発達支援事業所、少しずつ違っても共に育つのに必要な所なので、このような機会はすごく良いと思った。
- ・園でもワールドカフェをやってみたいと思った！あっという間の時間だった。東松山市をよくしていきたい！
- ・“正解はない”だが、皆を認め、ゆるし合う社会作りがこれから必要なのではないか。“～しなければならない”をはずしていきたい
- ・ワールドカフェという名前から緊張せずにラフにお話しできることが出来た。“育ち合い”をそれぞれの視点からお話を聞くことが出来参考になることが多かった。

3.市内児童発達支援事業所への聞き取り調査を分析

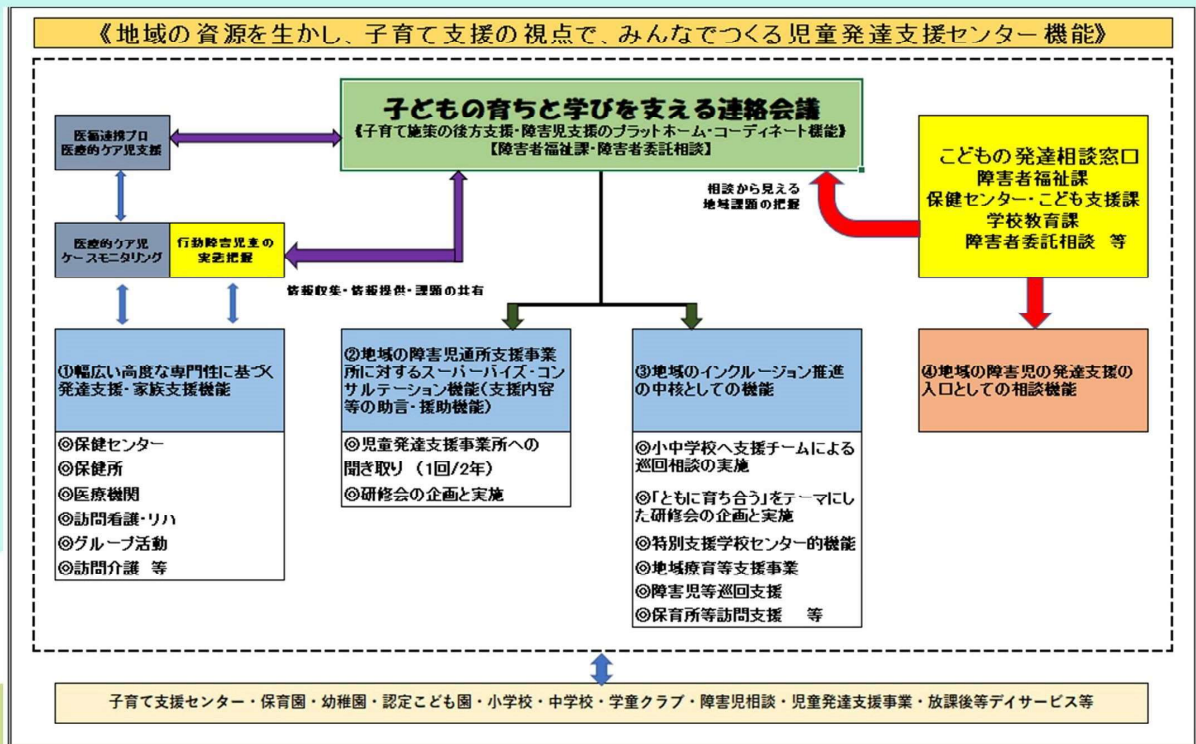
⇒第1回全体会の中で報告済

4.地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能について、 充実に向けての検討

【児童発達支援センターの役割・機能の強化】

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能





◎こどもの発達相談窓口の設置

令和6年4月1日より、電子フォームによる相談受付を開始。

相談実績（28件）※3月3日現在

☆受付形式

電子申請（24件） 委託相談（1件） 来庁：健康推進課（1件）、障害者福祉課（2件）

☆対象児年齢

2歳（4名） 3歳（8名） 5歳（1名） 6歳（1名） 7歳（5名） 8歳（5名）
9歳（2名） 10歳（1名） 14歳（1名）

☆初回面談対応 ※重複有

委託相談（2件） 総合教育センター（6件） こども支援課（7件） 健康推進課（9件）
障害者福祉課（11件） 面談なし（2件）

☆つなぎ先・継続フォロー等 ※重複有（ほか、面談なし2件）

調整中（5件） 助言終結（3件） 人権市民相談課（1件） 療育等支援事業（2件）
総合教育センター（2件） 委託相談（3件） こども支援課（4件） 健康推進課（9件）

☆相談歴有の件数

障害者福祉課（0件） こども支援課（3件） 健康推進課（5件） 総合教育センター（1件）

令和6年度4月～2月委託相談（2事業所）への児童の新規相談状況（※2月26日現在）

	ケース	年齢	診断有無	相談経由	相談内容
1	Aさん	5歳	診断あり	教育センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
2	Bさん	2歳	診断書	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
3	Cさん	7歳	診断書	こどもの発達相談窓口→委託相談	放課後等デイサービスの利用について
4	Dさん	3歳	診断書	こどもの発達相談窓口→委託相談	児童発達支援事業の利用について
5	Eさん	2歳	診断書	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
6	Fさん	4歳	診断なし	障害者福祉課→委託相談	児童発達支援事業の利用について
7	Gさん	3歳	不明	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
8	Hさん	6歳	診断あり	教育センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
9	Iさん	10歳	診断あり	インターネット→委託相談	放課後等デイサービスの利用について
10	Jさん	8歳	診断なし	インターネット→委託相談	放課後等デイサービスの利用について
11	Kさん	3歳	診断なし	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
12	Lさん	10歳	不明	障害者福祉課→委託相談	放課後等デイサービスの利用について
13	Mさん	2歳	診断なし	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
14	Nさん	3歳	診断書	ハロークリニックモーター教室→委託相談	児童発達支援事業の利用について
15	Oさん	5歳	不明	教育センター→委託相談	就学について
16	Pさん	3歳	不明	こどもの発達相談窓口→委託相談	児童発達支援事業の利用について
17	Qさん	2歳	診断なし	こどもの発達相談窓口→委託相談	児童発達支援事業の利用について
18	Rさん	3歳	診断書	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
19	Sさん	3歳	診断書	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
20	Tさん	5歳	不明	保健センター→委託相談	就学について
21	Uさん	1歳半	診断なし	子育てコンシェルジュ→委託相談	児童発達支援事業の利用について
22	Vさん	12歳	診断なし	障害者福祉課→委託相談	進学について
23	Wさん	6歳	診断なし	インターネット→委託相談	放課後等デイサービスの利用について
24	Xさん	4歳	診断なし	保健センター→委託相談	児童発達支援事業の利用について
25	Yさん	12歳	診断あり	インターネット→委託相談	放課後等デイサービスの利用について
26	Zさん	8歳	診断あり	学校→委託相談	生活全般、放課後等デイサービスの利用について
27	AAさん	9歳	診断あり	こどもの発達相談窓口→委託相談	放課後等デイサービスの利用について

令和7年度事業計画

1. 巡回相談支援チームの取り組み
2. エピソード集Part3の作成・関係者への配布
3. 市内児童発達支援事業所への調査を実施
4. 地域自立支援協議会が担う児童発達支援センター機能に係る取り組みの推進



かけがえのない幼児期の育ちをあらためて考える ～ワールドカフェに向けて“豆”を挽く～

＜資料版＞

令和6年度「ともに育ちあう」を考える研修会
2025（令和7）年1月27日（月）

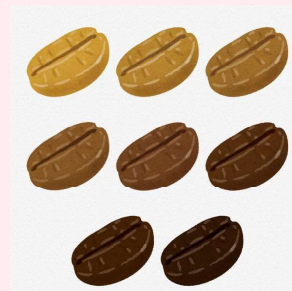
挽き手：朝日雅也（埼玉県立大学名誉教授・東松山市地域自立支援協議会会長）

こんな“豆”を挽きます

❖ 埼玉県の「へそ」で、国際規範を叫ぶ

❖ 子どもが監督！？

❖ インクルージョンっていうけれど…



❖埼玉県の「へそ」で、国際規範を叫ぶ

国連 障害者権利条約

第7条 障害のある児童

1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

国連 障害者権利条約総括所見①

障害のある児童（第7条）

17. 委員会は、以下を懸念をもって注目する。

(a)母子保健法で規定される早期発見及びリハビリテーションの制度が、（医学的検査に基づく）障害のある児童を社会的隔離へと導き、障害者を地域社会から疎遠にさせ、障害者を包容する生活の展望を妨げていること。

(b)児童福祉法を含む全ての関連法において、障害のある児童が聴取され、自己に影響を及ぼす全ての事項について、自由に自己の意見を表明する権利についての明確な認識が欠如していること。

(c)家庭、代替的ケア及びデイケア環境において、障害のある児童を含む児童への体罰が完全に禁止されておらず、障害のある児童に対する虐待及び暴力を予防し保護するための対策が不十分であること。

国連 障害者権利条約総括所見②

18. 児童の権利委員会及び障害者権利委員会による障害のある児童に関する共同声明（2022年）に関連し、委員会は締約国に以下を勧告する。

(a)全ての障害のある児童の完全な社会包容の権利を認識するために既存の法律を見直し、他の児童との平等を基礎として、障害のある児童が幼少期から一般の保育制度を完全に享受することを確保するため、ユニバーサルデザイン及び合理的配慮（特に、代替的及び補助的な意思疎通の手段）を含む、全ての必要な措置を実施すること。

(b)司法及び行政手続をはじめとする手続において、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を聴取され、表明する権利と、自己の権利を実現するために障害及び年齢に適した支援と意思疎通を、利用しやすい形態で提供される権利を認識すること。

(c)あらゆる環境における、障害のある児童を含めた児童の体罰を完全にかつ明示的に禁止し、障害のある児童に対する虐待及び暴力の防止及び虐待及び暴力からの保護に係る措置を強化すること。

地域で起きていること

○支援者本位（経営本位）の障害児サービス

○誰のための何のためのサービスなのか

○問われる親権と子どもの権利、支援と被支援の関係

民法における親権の位置づけ

第2節 親権の効力 （監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

子どもの権利に関する条約では..

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

利用者本位と専門的援助

「指導」、「お世話」、「主体性の保障」（尾崎 新）

○指導の有用性と限界

”一歩先を歩く”

主体的な問題解決努力を軽視

○お世話の有用性と限界

”共に歩く”

過干渉、過保護

○主体性の保障の有用性と限界

”一歩後ろを歩く”

不安を軽視、援助に対する負担感

●3つの関わり方の有用性と限界を知る

●援助者は、常に「熱意」について検討しなくてはならない

→大きなお世話にならないために、援助者の関わり方の傾向を知っておく

パターナリズムからの解放、援助者の価値観の検証

❖子どもが監督！？

「こどもまんなか」とは聞くけど..

こどもまんなか
こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka>

子どもの権利をめぐる発展

❖児童憲章 1951年

❖児童権利宣言 1959年

❖子どもの権利条約 1989年

❖子ども基本法 2023年

児童憲章

1951（昭和26）年5月5日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。

10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

12 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童の権利宣言

1959年

第1条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己またはその家庭のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第2条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるとの機会及び便益を、法律その他の手段によつて与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当つては、児童の最善の利益について、最善の考慮が払われなければならない。

第3条

児童は、その出生のときから姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第4条

児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第5条

身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えなければならない。

第6条

児童は、その人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できる限り、両親の愛護と責任のもとで、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の保護を与える義務を有する。子供もの多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい。

(続) 児童の権利宣言

1959年

第7条

児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

第8条

児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

第9条

児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。

児童は、適当な最低年令に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又その身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用、に従事させられ又は従事することを許されてはならない。

第10条

児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという充分な意識の中で、育てられなければならない。

子どもの権利に関する条約 1989年11月20採択

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約。締約国・地域数は196にのぼる。世界で最も広く受け入れられている人権条約。日本は1994年に批准。

❖ 子ども（18歳未満の人）が権利をもつ主体であることを明示。

❖ 子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めている。

「子どもの権利条約」 4つの原則

①差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

④子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

出典：ユニセフ。 https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html を改編

こども基本法（2023年4月1日施行）

【6つの基本理念】

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

ストレングスモデルの原則（C.Rappら）

1. 精神障害者は回復し、彼らの生活を改善し質を高めることができる。
2. 焦点は病理でなく個人の強みである。
3. 地域は資源の宝庫（オアシス）としてとらえる。
4. クライエントは支援プロセスの監督者である。
5. ケースマネージャーとクライエントの関係が根本であり本質である。
6. 我々の仕事の場所は地域である。

<http://recoverycollege.jp/tachikawa/wp/wp-content/uploads/2015/09>

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/kousei/h21houkoku/shohei01.htm>

1 他参考

❖ インクルージョンっていうけれど..

● インテグレーション (integration)

- ・ 障害をもつ児童を通常の学級で一般の児童とともに教育すること。統合教育。（大辞泉）
- ・ 障害者を隔離せず一般社会で共に学び、生活していこうとする理念。（大辞林）

● メインストリーミング (mainstreaming)

- ・ 可能な限り通常学級の健常児と一緒に障害児を教育することを主張する実践。（特別支援教育大事典）

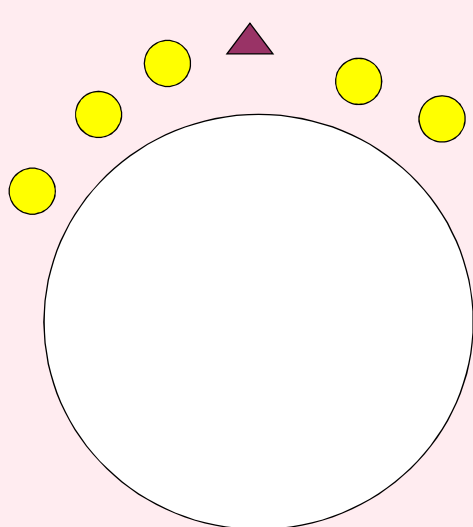
● インクルージョン (inclusion)

- ・ 1990年代になって、インテグレーション、メインストリーミングに代わって使用されるようになった概念。（特別支援教育大事典）

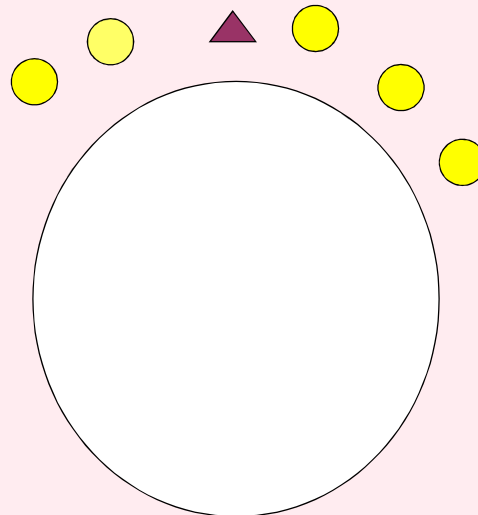
→ インクルーシブ教育、インクルーシヴな働き方 等

インテグレーションとインクルージョンの違い？

下の円は普通学校のクラス、● は障害のない児童・生徒、▲ は障害のある児童・生徒、+ は後ほど！ これらのパーツを使って、インテグレーションとインクルージョンを表現してみてください。



インテグレーション（統合）



インクルージョン（包容、包摂、包含）

ドリップ前のまとめ

❖ 「子どもを育てる」「子どもに育てられる」

❖ 「地域に慣れる」「地域が慣れる」

❖ 「社会に参加する」「社会が参加する」

地域自立支援協議会も…

「地域で自立する」「地域が自立する」



令和6年度「ともに育ち合う」を考える研修会 アンケート結果

【講演会】

- とても楽しく聞かせてもらった。
- 国際規範のことを学ぶことはあまりなく、貴重な時間だった。
- 話がゆったりしていて、聞き取りやすくてよかった。
- 違いについて図を見て考えるのがわかりやすかった。
- 先生の話し方が聞きやすくてよかった。
- 難しい話を笑いも取り入れてお話ししてもらい、わかりやすかった。
- パネルディスカッションからワールドカフェにつながるお話だと、終了後に気づいた。
- 「豆を煎る」初めは何のことかと思ったが、聞いているうちになるほどと思った。
- いろいろな先生や市の職員の方々の思いも伝わる良い研修会だった。
- 聞いたことはあるけれど、説明は難しい言葉の理解が出来た。
- 難しい内容でも、ユーモア含めて話してくださり、スッと内容が入りやすかった。
- 大切な部分を切り取って説明してくださり、わかりやすかった。(条例等)
- 難しい話もわかりやすく話してくださったので、参考になった。
- とてもわかりやすく話していただき、自分の知らない知識を得ることが出来た。
- 条例や法律と聞くと難しいイメージがありましたが、朝日先生がかみくだいて説明してくださり、とても大切なことがシンプルに記されていることに気づいた。
- 先生のととても楽しくて、明るいお話が印象的でとてもよかった。機会があればまたお話を聞いてみたい。
- 初めての話も聞けて良かった。こどもに心をかけていきたいと思った。
- ユーモアのあるお話の仕方でもとても聞きやすかった。
普段頭から離れている支援の基礎に改めて気づかせていただいた。
- ドリップ前のまとめに書かれていることが、今回のテーマ「ともに育ち合う」ということを意識するのに、ぱっと見てわかりやすい表現だった。
- 難しい内容にユーモアを交えお話しいただき、今まで“なんとなく”だったものが明確化された。
- 朝日先生のお話はとてもわかりやすく聞きやすかった。
- 知らないことばかりだった。お話が面白くとても勉強になった。朝日先生ありがとうございました。
- 規範の話から始まったが、わかりやすかった。理解を深めることが出来た。
- わかりやすくお話ししてくださり、ありがとうございました。
- わかりやすい言葉で時折ジョークを交えながら、どんどん話に引き込まれた。

【パネルディスカッション】

- 色々な話がとても勉強になった。「ともに育つ」この言葉の深さに明日からいろいろ学びたい。
- 幼稚園、保育園、事業所と同じように「共育ち」を大事にしていること、こどもを1番に考えていることが改めてわかった。
- 先生方の具体的なエピソードを聞くことができてよかった。
- 幼稚園、保育園、事業所と様々な現場で働く方の話が聞けてよかった。
- 保育をしながらの準備、大変だったと思います。パネリストの方ありがとうございました。
- 実際に働いていて感じたこと、やってきたこと等を聞き「そうそう」と共感したり、「そうか」と思うことがたくさんあり、とてもよかった。
- 各関係機関の先生のお話を聞いて、自園の職員にも改めて伝えていきたいと思った。
- 自社の理念にあるものを、皆で追及できたらよいと思った。
- 先生達のこどもへの思いを感じた。
- 親としてもこのように子を想う先生が増えてほしいと想った。
- それぞれの現場の知らなかったことを知ることができ、距離が近づいた気がする。
- 他園でのこどもへの支援だけではなく、こども同士の関わりに関する話も聞けて良かった。保育者が伝えるよりも、同年代のこどもが伝えた方が、こどもの心に響くこともあるということ、事例に入れ聞くことができ、学びになった。
- 他園や事業所の様子や、大切にしていることを聞き、とても参考になった。
- 児童発達支援事業所はどのようなことをしているか、あまり学ぶ機会がなかったので、話を聞けて良かった。保育所で働く人間としては、もう少し詳しい支援の様子や情報の共有が出来ると良いと思った。
- 実際の体験談を含めたお話は、今の自分自身にも重なるところがあり、共感するとともに、勉強になることがたくさんあった。
- こどもへの支援の仕方を様々な園の方々から聞くことが出来、多様な保育現場を知ることが出来てよかった。
- 立場の違う先生の話聞くことで、やっぱり原点は、「こどもがまん中」で、みんなが育ち合うことを大切にしているのだなと感じられた。
- 共に育ち合うために先生方がしていることで、共感できることがたくさんあった。
- それぞれの思いを聞いて参考になった。またいろいろお話を聞いてみたい。
- 現場の中でどのように働きかけがあるのかということが知れて良かった。
理想と現実は違うということもあると思うが、心が豊かで大事にしていけることが大切だと思った。
- 保育園・幼稚園・児発の代表としての悩みや意識という部分に触れることができてよかった。
- 心に残る奥深いお話ばかりだった。参加して良かった。「児発は応援部隊！」心に刻み明日からもがんばります。
- “リアル”を知れるとても良い機会だった。
- 自分自身の言葉で話が出来るとすごいと思った。現場の熱い気持ちが伝わってきた。
- 幼稚園、保育園、児発、児童デイ それぞれの立場から貴重な意見を聞くことができて良かった。
- 幼稚園、保育園、事業所それぞれの取り組み、エピソードが聞けたことがよかった。
想っていることは同じ。エピソードあるあるでよかった。
- 共有することの大切さ、施設ごとの取り組みなど知ることが出来て良かった。
- 幼稚園、保育園、児発とそれぞれの立場から現状や思うこと。その発表に対して感じるものがたくさんあった。

【ワールドカフェ】

- 同じ保育園、幼稚園、児童発達支援事業所、少しずつ違って共に育つのに必要な所なので、このような機会はすごく良いと思った。
- アロマやお菓子などゆったりとした雰囲気ですべてで話せてよかった。
- みんな同じような悩み、思いをもって、保育に関わっているのだと思った。
共に育つを大切にしていきたい。
- とてもリラックスした空間で楽しい会話が出来て良かった。また、様々な意見、エピソードが聞けて良かった。
- グループ替えをしなくても、1カ所でもう少し話をしたかった。話は楽しかった。
- 園でもワールドカフェをやってみたいと思った！あっという間の時間だった。
東松山市をよくしていきたい！
- いろいろな方と話をすることができ、とても良かった。あまり他園の方や、ちがう職種の方と話すこともないので、ありがたい。
- リラックスした香りとお菓子の演出がとてもよかった。
“正解はない”だが、皆を認め、ゆるし合う社会作りがこれから必要なのではないか。
“～しなければならない”をはずしていきたい。
- それぞれの機関のみなさんと話せて、こども一人に対する支援が、ここがもっとつながれば豊かなものにできると思った。つながるって、とてもいいことですね！
- 講義を踏まえて、気持ちを楽にたくさん先生とお話が出来て良かった。
ワールドカフェの時間をあと1時間・・・30分でも多くとれたらもっとたくさんのお話を共有できたかと思います。また機会がありましたらお願いいたします。
- もう少し時間があるといい。テーマが変わり、途中で人も入れ替わったので、同じメンバーの方の話を聞く時間が短いと感じた。
- いろいろな話を聞けて良かった。
- ワールドカフェという名前から緊張せずにラフにお話してできることが出来た。
“育ち合い”をそれぞれの視点からお話を聞くことが出来参考になることが多かった。
- 和やかな雰囲気の中で他園の先生や栄養士さんと対話ができ、とても勉強になった。
- 席替えをすることによって、多くの方の話が聞けるのがとてもよい企画だと思った。
- 初めての体験だった。みんなと楽しい時間が過ごせてとても良かった。
- 自分の考えがどのようなものなのか表現することで気づくことがあり、まだ未熟な点も多いこと、他の方の意見を聞き感ずることができた。それぞれの現場の方の想いに触れることができ、よい経験になった。
- 各団体の話だけではなく、自分で感じていたことや悩み等も共有できる場でとても心強かった。
またこのような機会があれば参加させていただきたい。
- 普段聞けないような内容も自分と同じような悩みもこうして対話することで、ポジティブな気持ちになったり、アイデアが浮かんだりするのだなあと。貴重な体験をさせていただいた。
- ぜひ定期的に行ってほしい。こどもを取り巻く環境の方々ともっとつながりをもっていきたい。
貴重な機会をありがとうございます。
- 現場は違うけれども、こどもに対する思い・・・は同じだと感じた。受給者証が手元にある保護者の気持ちに寄り添うことが大切だと気づいた。
- テーマが出ていたが、もう少し時間がほしかった
- 楽しく会話することができた。初めてお会いする人ばかりだったが、同じ悩みやアドバイスをもらえて、とてもためになった。
- たくさん意見を聞くことができ、明日からの保育に活かしていこうと思った。
- テーマに沿って、それぞれの意見を聞けてよかった。「対話」ステキだなと思った。

医療・福祉連携プロジェクト	
プロジェクト 設立の経緯	第1期障害児福祉計画の目標の「医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場」として当プロジェクトを位置づける。また、対象を「医療的ケア児・者」とし、第三次市民福祉プランにおける「医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備」を行うためプロジェクトを設立した。
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度の目標
	① 現状確認リストを活用したモニタリングを行う。 ② 「受け皿が不足している」という障害福祉サービスの課題に取り組む。
	進捗
	① 現状確認リストを活用したモニタリングについて ・第1回モニタリング(児童期) 2024年6月13日(木) ・第2回モニタリング(成人期) 2024年11月21日(木) 事務局、訪問看護、保健所、委託相談、基幹相談、医療機関 教育センター、保育課、保健センター、子どもの育ちと学びを支える連絡会 地域支援センター太陽、生活介護事業所、居宅介護事業所 対象:児童期7名 成人期12名 1ケースずつ利用サービスや医療状況等について確認を行った。 児童期では、「産休が明けたら復職したい」という母の意思表示があったケースについて、同プロジェクト会議において、他地域の実情や法令を確認して相談支援を中心とした支援チームを結成することに合意した。医ケア児等コーディネーターが中心となって支援を継続している。 成人期では、緊急時の対応が話題となった。特に、酸素の取り扱いについては医ケア児等事業所ミーティングで研修の企画として取り扱うこととした。 ② 「受け皿が不足している」という障害福祉サービスの課題に取り組む。 ・医ケア等事業所ミーティングを年度内2回開催予定。 第1回ミーティング 2024年9月11日(水) 第2回ミーティング 2025年3月10日(月)【予定】 事務局、ほりほっく、オードリー、あすみーる、アドヴァンス、SMILEJAM 第1回は各事業所の近況を確認して、事業所間の連携について話し合った。 併用利用ノートの活用や、必要に応じた電話連絡についてなどを改めて確認した。 今後の予定 2025年3月10日(月) 医ケア等事業所ミーティング

医療・福祉連携プロジェクト

令和7年3月18日(火)

令和6年度 事業報告

プロジェクト設置の背景と経緯

- 第1期障害児福祉計画の目標でもある「医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場」の設置に向けた準備を行うもの。
- 第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターの設置が求められているが、児童発達支援センターの設置目的を地域の療育支援の中心的役割を担う機関の設置であると考え、上記協議の場に地域の障害児通所支援事業所等への指導・助言・評価を行う機能を持たせ児童発達支援センターの設置に代えたい。

プロジェクト設置の背景と経緯

- ・第三次市民福祉プランにおいて「医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備」を行うとしていることから対象を児童に限定せず「医療的ケア児・者」とする。

⇒生まれた時は医療をベースにした命をつなぐ支援が中心だが、その後地域で生活をしていく際には、生活を支える福祉ベースの支援が重要になる。

現状では対応しきれないニーズがある中で、医療と福祉が手をつないで課題に取り組む場が必要。

①児童発達支援センターの整備

※地域の障害児通所事業所その他療育支援を行う事業所への指導・助言等を行い地域の療育支援の中心的役割を担う。

⇒障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議で取り扱う。

幼稚園・保育園のバックアップ

「ハコモノ」は作らない。

チーム巡回・療育等支援事業・保育所等訪問支援等の活用。

障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議の中での整理事項とする。

③保育所等訪問支援事業所等の整備

(1)保育所等訪問支援事業所の複数整備及び、
(2)保育所小中学校等への療育支援を行う体制整備。

⇒(1)ハロークリニック(契約13件)、あんず(0件)、
子どもプラス(契約1件)

⇒(2)センター的機能、療育等支援事業、巡回支援、
チーム巡回で、対応している。

②医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

⇒医療・福祉連携PJで扱う部分とする。

重心PJの成果について再評価する(スタートラインを明確化)

初回会議時に課題と現状できていることをKJ法で整理する。

医療・福祉連携PJ 課題の整理

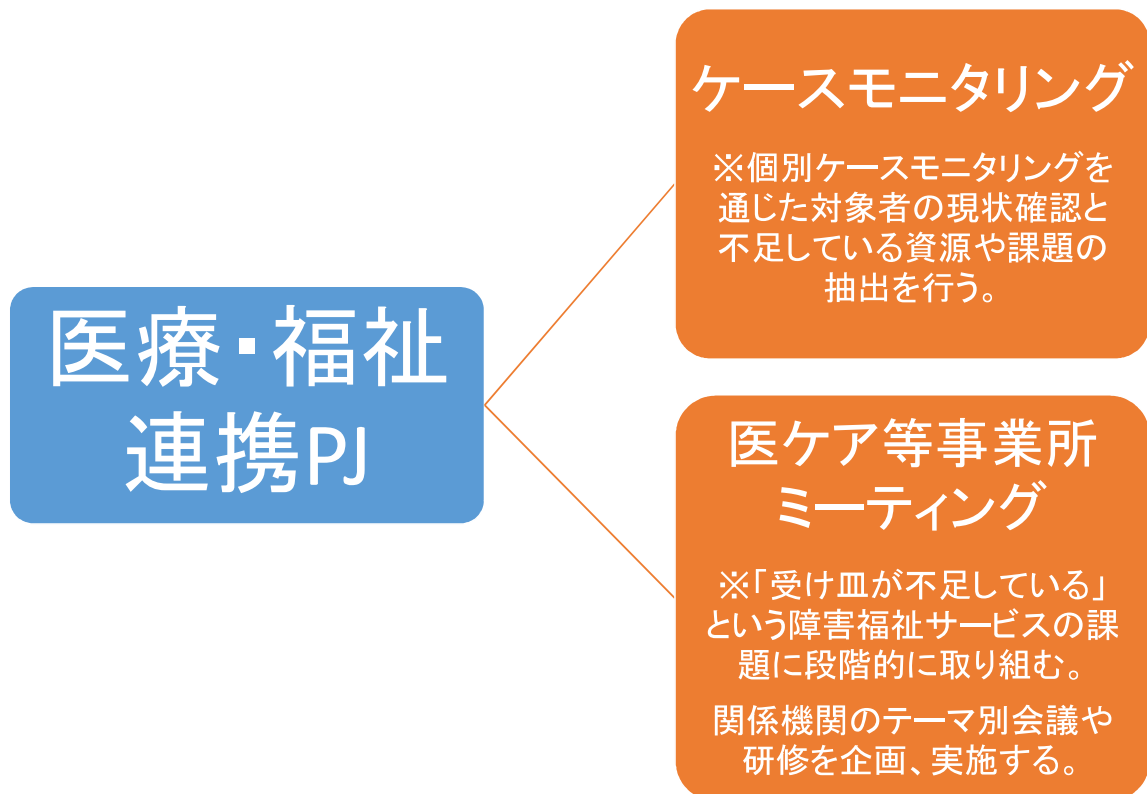
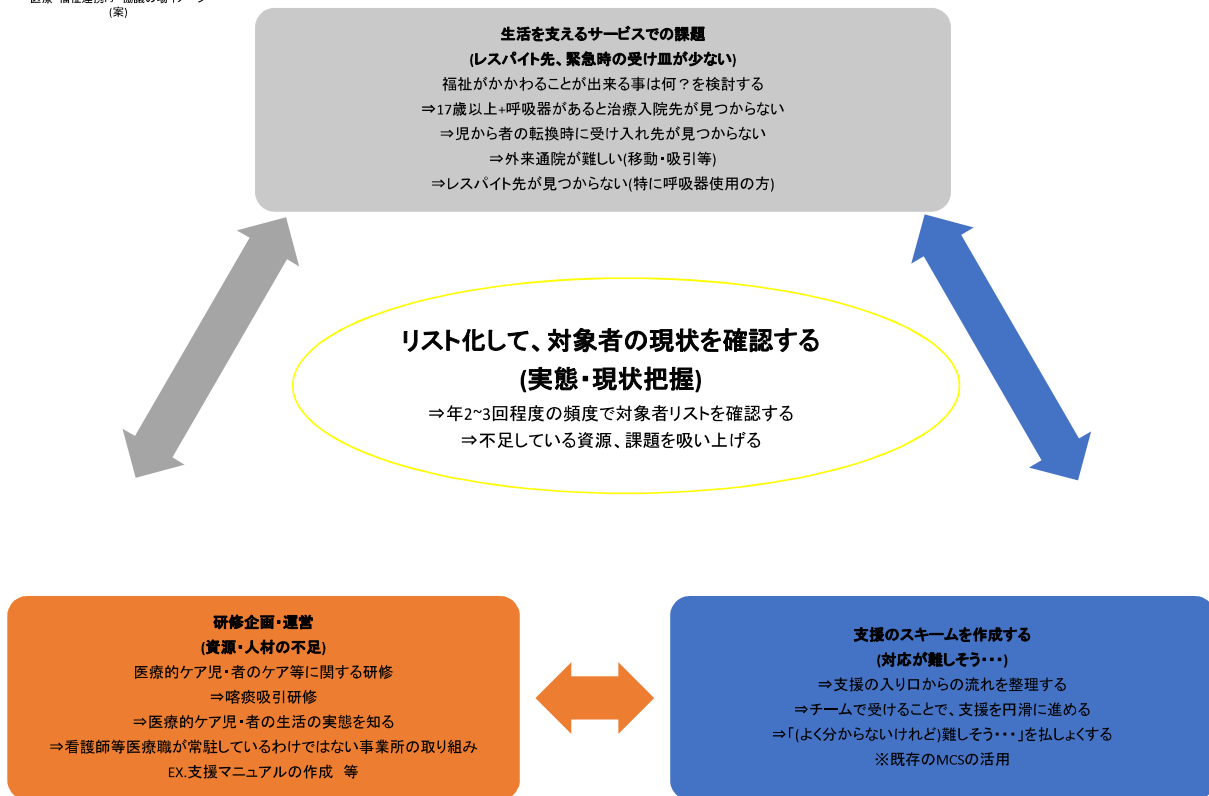
④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

※主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を2カ所以上整備する。

⇒パンダ教室、もーもーGr、ぴかぴかで受けている。

あすみーる(基準該当)

子育て支援センター、幼保就園前教室、一時保育
(日中一時支援)



医療・福祉連携PJ 取り組みイメージ図

令和6年度の取り組み

- ケースモニタリングを通じたケースのフォローアップと地域課題の抽出。
- 医ケア等事業所ミーティングを活用した「受け皿が不足している」という課題への取り組み。

令和6年度 事業報告

- 第1回PJ会議: 2024年6月13日(木):
児童期ケースモニタリング
- 第2回PJ会議: 2024年9月11日(水):
医ケア等事業所ミーティング
- 第3回PJ会議: 2024年11月21日(木):
成人期ケースモニタリング
- 第4回PJ会議: 2025年3月10日(月):
医ケア等事業所ミーティング 【予定】

ケースモニタリング 参加機関

- 委託相談支援事業所 西部・比企地域支援センター
- 特定相談支援事業所 総合福祉エリア相談支援事業所
- 医療機関 シャローム病院
- 訪問看護 訪問看護のゼロ
- 短期入所 あすみーる
- 生活介護 アドヴァンス
- 居宅介護事業所 ヘルパーステーション コアラ
- 基幹相談支援センター 比企地域基幹相談支援センター
- 医療型短期入所 総合福祉エリア
- 障害者福祉課・健康推進課・保育課・教育センター
- 東松山保健所・子どもの育ちと学び支える連絡会議
- 医療的ケア児等コーディネーター

医ケア等事業所ミーティング 参加機関

- 生活介護事業所
- 事務局
- 医ケア児等コーディネーター
- 東京電力パワーグリッド株式会社

成果と課題

- 成果

モニタリングを通して抽出された、母の「産休が明けたら復職したい」という個別ニーズに対して、医ケア児等コーディネーターを中心に支援チームを組んで対応している。

医ケア等事業所ミーティングでは、緊急時の対応について電力会社も交えて検討することが出来、次年度以降の取り組みのヒントとなった。

- 課題

PJの振り返り、緊急時の対応について

用語解説

- チーム巡回：

障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議の中で行われている、小中学校を対象としたチームで行う巡回相談。

- 療育等支援事業：障害児等障害児支援事業

身近な地域で療育指導が受けられる療育機能の充実を図ると共に、療育機能を支援する圏域における療育機関等との連携を図り、障害児・者の福祉の向上を図る事業。

用語解説

- センターの機能：

地域の特別支援学校のセンター的機能。
特別支援学校が地域の教育機関に助言・
援助を行うもの。

- パンダ教室：

母子保健事業。健診後のフォロー教室。

用語解説

- も～も～グループ：

ハロークリニックで実施されている親子教室。

- ぴかぴか：

西部・比企地域支援センターが委託相談
支援事業の一環として実施している。

- 重心PJ：

重症心身障害児・者の生活を支えるプロジェ
クト。東松山市地域自立支援協議会で平成
21年から、29年まで実施されたプロジェクト。

医療・福祉連携プロジェクト 補足資料

●医療的ケアとは？ 医療的ケア児・者とは？

経管栄養の注入や痰(たん)の吸引、導尿など、病院等の医療機関で医療職により行われると医療行為とされるもので、家族が家庭で、あるいは教員が学校で、施設で介護職員が日常的に介助として行うもの。医療行為は医師や医師の指示のもとに医療職が行う。

その他の者には行うことが禁止されているが、家庭では家族が行う必要があることから、同じ行為であっても「医療的ケア」という言葉で表されるようになった。



心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄等の際に、医療機器とケアを必要とする方たちのこと。重症心身障害児・者に多くみられるが、肢体不自由や知的障害を伴わない方、医療的ケアがあっても走ることができる方もいる。

●本プロジェクトの対象者

・自宅への退院に向けて準備をしている、または自宅で生活をしている
・医療的ケアがある（注入・吸入・胃ろう・腸ろう・導尿・在宅酸素・人工呼吸器）
・介護保険対象者ではない
・次の障害福祉サービスのいずれかを利用している
委託相談支援
計画相談支援
児童発達支援・放課後等ディサービス・生活介護・身体介護・重度訪問・短期入所・共同生活援助・療養介護
生活サポート事業
日中一時支援

●医療・福祉連携プロジェクトとは？

現状確認リスト(別添資料)を活用したモニタリングを中心に、医療と福祉が手をつないで地域課題に取り組むことを進めるもの。

●これまでに見えてきた課題と取り組み

リスト化して対象者の現状を把握する

支援のスキームを確認する。

生活を支えるサービスでの課題

研修企画・運営

●今年度の取り組みは？

年2回のモニタリングの実施：ケースモニタリング

「受け皿が不足している」という障害福祉サービスの課題への取り組み：医ケア等事業所ミーティング

[illegible]

地域生活支援拠点等事業連絡会議	
プロジェクト 設立の経緯	地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受入れ・対応 ④専門性 ⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもので、障害福祉計画の重点目標として示された。 令和元年に発足した地域生活支援拠点検討プロジェクトでは、東松山市地域生活支援拠点事業開始に向けての検討を行い、令和3年5月に事業開始となった。プロジェクト終結後、当該拠点の運営に関して必要な協議及び評価等を行うことを目的として、「東松山市地域生活支援拠点等事業連絡会議」を設置した。
今年度の 目標、成果 及び 次年度の課題	今年度の目標
	① 地域生活支援拠点等登録事業所を増やし、関係機関と連携を図る。 ② 要支援者の事前把握について、名簿で管理できていない障害のある人や障害福祉サービスを利用していない障害のある人への支援を協議する。 ③ 地域における支援困難ケースへの対応について関係機関で協議する。
	成果
	① 地域生活支援拠点等登録事業所と関係機関との連携 【登録事業所】 ・今年度 1 事業所の登録があり、22 事業所となった。令和 6 年度地域生活支援拠点関連の制度改正があり、市の要綱が一部改正された。それに伴い現在登録中の事業所も含め、新様式の申請書、事前協議書を市に提出し登録を行うこととなった。令和 7 年 2 月 7 日に登録にかかわる事業所説明会を市と実施した。 令和 6 年度地域生活支援拠点等連絡会議の開催(年3回) ・第 1 回会議 令和 6 年 7 月 22 日(月) ・第 2 回会議 令和 6 年 11 月 25 日(月) ・第 3 回会議 令和 7 年 3 月 3 日(月)
	② 要支援者の事前把握等 ・緊急時支援が必要な方を事前把握した。ショートステイの緊急対応が必要な方は 22 名。行動障害のある方や単身生活者等の緊急時支援を合わせて全体で約 50 名について把握している。 ・福祉サービスにつながらない障害のある方の緊急時支援等のニーズについては、対象者 6 名について次年度訪問を行い状況把握する。 ・今年度拠点リスト利用者における緊急時ショートステイ利用は 0 件であった。
	③ 支援困難ケースへの協議 ・東松山市相談支援事業所連絡会にて事例検討を実施。
	④ その他 ・令和 6 年度の地域生活支援拠点等事業の運営評価を実施し、各機能において「十分できている」「一定程度できている」という評価を行った。
	次年度に向けて
	① 地域生活支援拠点等事業連絡会議を中心に関係機関と連携を図る。 ② 地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、拠点等に係る体制整備、地域課題等について取り組む。

令和6年4月1日現在

東松山市地域生活支援拠点事業者一覧

No.	登録日	法人名	事業者名	事業名 (障害福祉サービス等)	所在地	連絡先	担う機能※				
							1	2	3	4	5
1	令和3年10月1日	一般社団法人 社会福祉相談センター	相談支援事業所あじさい	特定相談支援	東松山市東平1753-1	0493-81-5822	○				○
2	令和3年10月1日	一般社団法人 社会福祉相談センター	相談支援事業所あじさい	障害児相談支援	東松山市東平1753-1	0493-81-5822	○				○
3	令和3年10月1日	一般社団法人 社会福祉相談センター	相談支援事業所あじさい	一般相談支援	東松山市東平1753-1	0493-81-5822	○	○	○		
4	令和3年10月1日	一般社団法人 社会福祉相談センター	あじさい	短期入所	東松山市幸町10-4	0493-81-5822		○			
5	令和3年10月1日	一般社団法人 社会福祉相談センター	あじさい	共同生活援助	東松山市幸町10-4	0493-81-5822			○		
6	令和4年1月1日	社会福祉法人 昂	西部・比企地域支援センター	特定相談支援	東松山市松葉町2-17-43	0493-81-5310	○				○
7	令和4年1月1日	社会福祉法人 昂	西部・比企地域支援センター	障害児相談支援	東松山市松葉町2-17-43	0493-81-5310	○				○
8	令和4年1月1日	社会福祉法人 昂	西部・比企地域支援センター	一般相談支援	東松山市松葉町2-17-43	0493-81-5310	○	○	○		
9	令和4年1月1日	社会福祉法人 昂	西部・比企地域支援センター	自立生活援助	東松山市松葉町2-17-43	0493-81-5310		○			
10	令和4年7月1日	社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会	総合福祉エリア ヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	東松山市松山2183	0493-21-5571		○			
11	令和4年8月1日	社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会	総合福祉エリア相談支援事業所	特定相談支援	東松山市松山2183	0493-21-5570	○				○
12	令和4年8月1日	社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会	総合福祉エリア相談支援事業所	障害児相談支援	東松山市松山2183	0493-21-5570	○				○
13	令和4年8月1日	社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会	総合福祉エリア相談支援事業所	一般相談支援	東松山市松山2183	0493-21-5570		○	○		
14	令和4年11月1日	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム東松山箭弓町	短期入所	東松山市箭弓町1-20-1	0493-81-3586		○			
15	令和4年11月1日	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム東松山箭弓町	共同生活援助	東松山市箭弓町1-20-1	0493-81-3586			○		
16	令和4年11月1日	有限会社ZEROファーム	グラン・カッサ	短期入所	東松山市西本宿1696-1	0493-35-1010		○			
17	令和4年11月1日	有限会社ZEROファーム	グラン・カッサ	共同生活援助	東松山市西本宿1696-1	0493-35-1010			○		
18	令和4年12月1日	医療法人緑光会	比企生活支援センター	特定相談支援	東松山市若松町1-14-6	0493-81-7145	○				○
19	令和4年12月1日	医療法人緑光会	比企生活支援センター	一般相談支援	東松山市若松町1-14-6	0493-81-7145		○	○		
20	令和5年6月1日	社会福祉法人 昂	ショートステイ・すばる	短期入所	東松山市殿山町6-26	0493-23-4215		○			
21	令和5年6月1日	社会福祉法人 昂	ファミリーサポートセンター 昂	居宅介護	東松山市松葉町2-17-43	0493-25-3353		○			
22	令和6年4月1日	社会福祉法人 青い鳥福祉会	障害者支援施設あかつき園	短期入所	東松山市大谷5360-1	0493-36-1108		○			

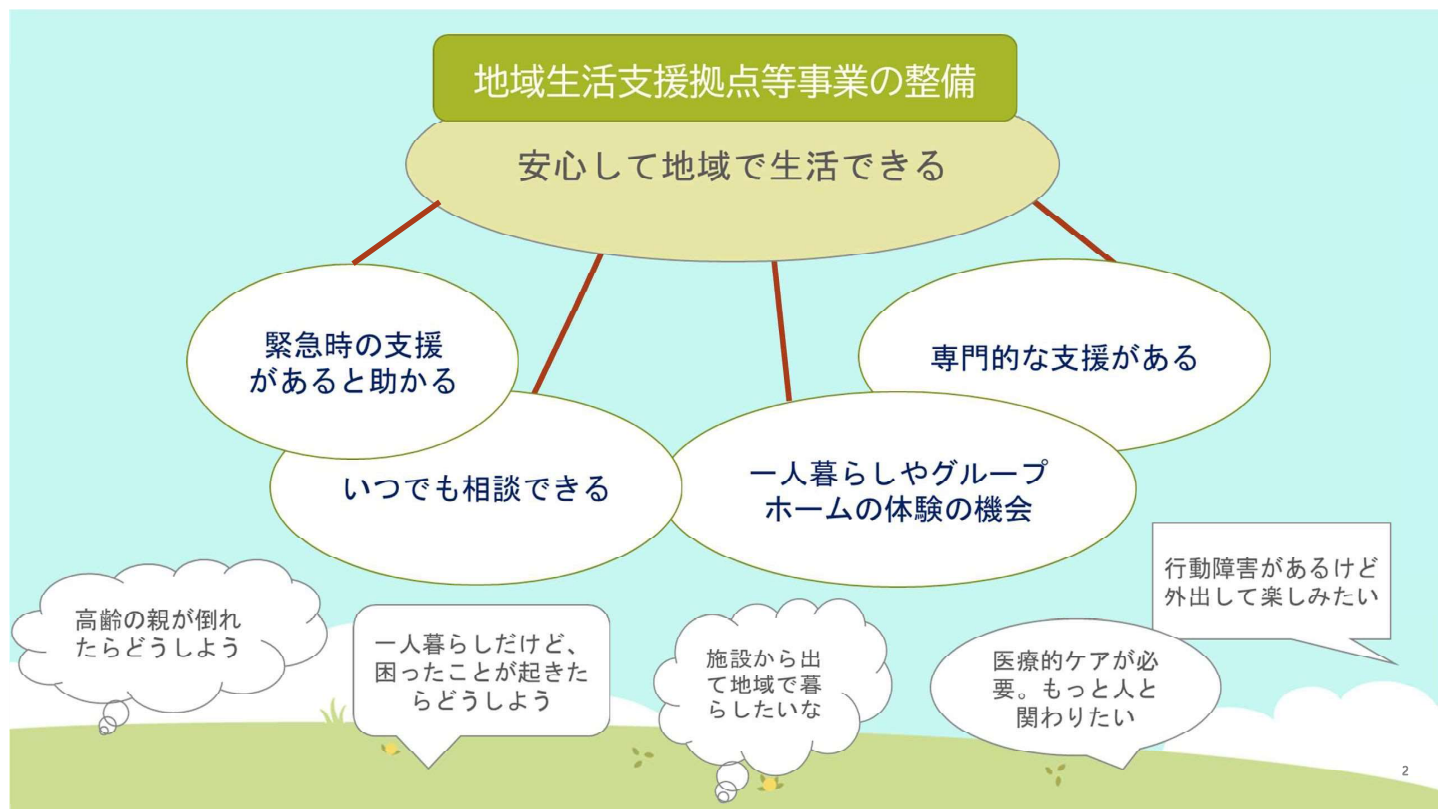
※【担う機能】について

- 1 「相談」
- 2 「緊急時の受け入れ・対応」
- 3 「体験の機会・場」
- 4 「専門的人材の確保・養成」
- 5 「地域の体制づくり」

地域生活支援拠点等 連絡会議

令和6年度報告

令和7年3月18日（火）
東松山市地域自立支援協議会全体会



地域生活支援拠点（等）とは

趣 旨

○障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能を地域の実情に応じて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

目 的

○緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

○体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

3

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） 面的整備型

5つの機能



出所：厚生労働省 4

令和6年度目標①

登録事業所と関係機関との連携

- ・今年度1事業所の登録があり、22事業所となった。(次頁参照)
- ・令和6年度地域生活支援拠点関連の制度改正があり、市の要綱が一部改正された。それに伴い現在登録中の事業所も含め、新様式の申請書、事前協議書を市に提出し登録を行うこととなった。令和7年2月7日に登録にかかわる事業所説明会を市と実施した。

○令和6年度地域生活支援拠点等連絡会議の開催(年3回)

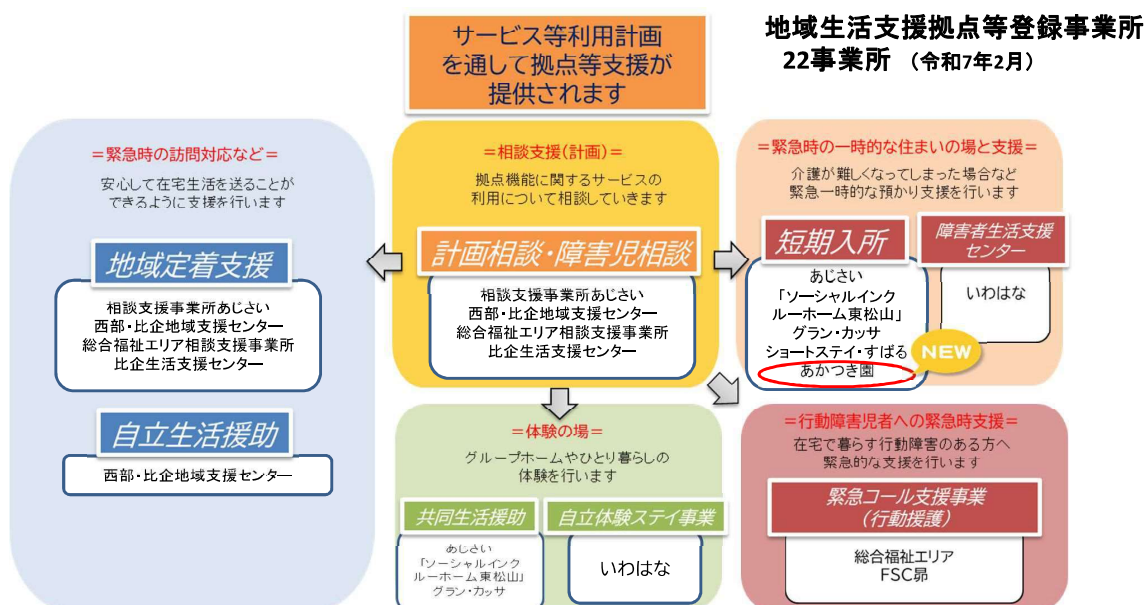
- ・第1回会議 令和6年7月22日(月)
- ・第2回会議 令和6年11月25日(月)
- ・第3回会議 令和7年3月3日(月)

※事務局会議は隔月に実施

5

東松山市地域生活支援拠点等(面的整備)

地域で安心して暮らすために



◇相談支援事業所連絡会では、拠点等に関するサービス利用者の支援について検討を行います。
◇地域生活支援拠点等連絡会では、拠点等機能の課題解決や拠点に関するサービス調整等を行います。

6

令和6年度目標②

要支援者の事前把握と福祉サービスにつながない人の把握

- ・緊急時支援が必要な方を事前把握した。ショートステイの緊急対応が必要な方は22名。行動障害のある方や単身生活者等の緊急時支援を合わせて全体で約50名について把握している。対象者については、事務局会議にて状況を確認している。
- ・福祉サービスにつながない障害のある方の緊急時支援等のニーズ把握は、40歳以上療育手帳〇Aの対象者を精査し、6名について次年度訪問を行う。
- ・今年度、拠点リスト利用者における緊急時ショートステイ利用はなかった。

7

緊急時受け入れ機能（事前把握）

サービス利用者を対象に緊急時受け入れの必要な方の事前把握・準備

令和7年3月3日現在

市内サービス利用者人
730人（者）+204人（児）=934人

51人

東松山市における
緊急的な支援を必要とする方の数
約90人（想定）

緊急的なショートステイ
が必要な方

22人

（短期入所による支援）

ソーシャルインクルーホーム
あじさい
グランカッサ
FSC昴
あかつき園

緊急的なヘルパー支援
（行動援護）が必要な方

11人

（行動援護・緊急時による支援）

総合福祉エリアヘルパー事業所
FSC昴

緊急的な一時的支援（訪問等）が必要な方

18人

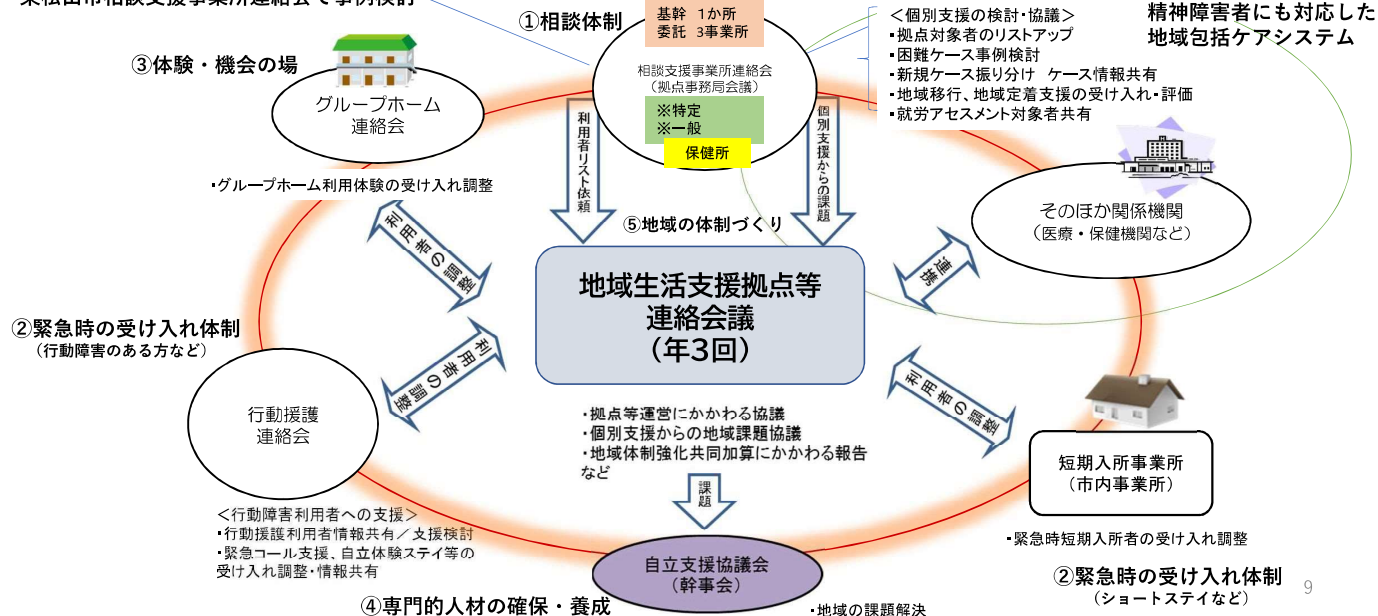
（定着支援・緊急時Iによる支援）

総合福祉エリア相談支援事業所
西部比企・地域支援センター
比企生活支援センター
あじさい相談支援センター
その他事業所

令和6年度目標③

地域における支援困難ケースへの対応について関係機関で協議

東松山市相談支援事業所連絡会で事例検討



令和6年度の事業の運営状況の評価と次年度にむけて (別添資料参照)

- ・ 令和7年度に拠点コーディネーターを配置。コーディネーターを中心に既存の関係機関のほか医療機関や障害福祉サービス事業所も含めた連携体制を強化していく。
- ・ 要支援者のリストに記載された利用者と受け入れ事業所のマッチングを進める。
- ・ 要支援者の事前把握について、サービスにつながない方などヘアウトリーチを行う。
- ・ 障害者施設入所者の地域移行に係る聞き取り調査結果を精査し、3名について追加調査や個別の働きかけを進める。

令和6年度東松山市地域生活支援 拠点等事業の運営状況の評価 (令和7年3月18日全体会)

地域生活支援拠点等連絡会議

東松山市の地域生活支援拠点等の目指している姿

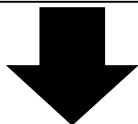
障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域における複数の機関が分担して担うことにより、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

地域生活支援拠点等の機能に関する評価指標

- ①【要支援者の事前把握及び体制】
- ②【相談機能】
- ③【緊急時の受け入れ・対応】
- ④【体験の機会・場の確保】
- ⑤【専門的人材の確保・養成】
- ⑥【地域の体制づくり】

①【要支援者の事前把握及び体制】

緊急対応など支援が必要となる障害者・障害児（強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有



【自己評価】 **十分できている**

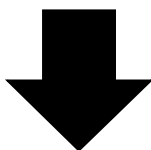
（十分できている／一定程度できている／全くできていない）

現状・課題に関する評価

1. 拠点登録相談支援事業所を中心に、対象者名簿を随時見直し、真に必要な支援を整理しながら緊急時支援のマッチングを進めている。
2. 令和6年度、緊急時対応実績はなし。ほか1件、未登録相談支援事業所の利用で、拠点登録を見越して引き継ぐ予定の矢先に緊急時が発生し、初見で未登録事業所に短期入所の受け入れをしてもらった。
3. 在宅の強度行動障害のある人（4名）に聞き取り調査を実施。拠点登録に係るニーズはなかった。

②【相談機能】

把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時を含む相談体制の確保



【自己評価】 **十分できている**

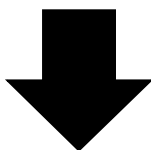
（十分できている／一定程度できている／全くできていない）

現状・課題に関する評価

1. 令和7年3月時点で9事業所が登録をしている。要綱改正に伴い、市内相談支援事業所へは「相談支援事業所連絡会議」で、市外事業所1件へは訪問し登録の依頼をした。
2. 2か月に1回開催する「地域生活支援拠点等連絡会議事務局会議」で名簿を整理、進捗管理を行っている。
3. 前年度、委託相談支援事業所連絡会が試行的にまとめた緊急時支援が想定されるサービスにつながっていない障害者34名のリストを共有・把握した。

③ 【緊急時の受け入れ・対応】

把握した緊急対応など支援が必要な障害者・障害児からの緊急時の受け入れ先の確保



【自己評価】 **十分できている**

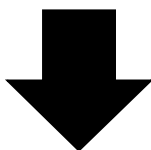
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和5月6月時点で「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所は11事業所だったが、令和7年3月時点で12事業所が登録している。
2. 事業所登録については、1事業所を訪問し依頼したほか、要綱改正に伴う登録手続きについて説明会を実施し、短期入所8事業所、通所系サービス11事業所が参加した中で、事業に対する理解と協力を呼び掛けた。
3. 地域定着支援における「緊急時支援」について事業所とともに整理し、例示をまとめた。

④ 【体験の機会・場の確保】

把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施



【自己評価】 **一定程度できている**

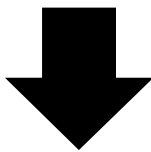
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和7月3月時点で「体験の機会・場」機能を担う事業所は、7事業所が登録を行っており、増減はない。
2. 地域移行支援事業の実利用者数（R7.1月末時点）は4名で、前年度よりも1名多かった。
3. 前年度に実施した全施設入所者72名に対する地域移行に係る聞き取り調査結果から、可能性のある12名について、更に精査し、3名について来年度以降、体験の機会等につなげるよう働きかけていく。

⑤【専門的人材の確保・養成】

専門性の確保に向けた取組の実施



【自己評価】 **一定程度できている**

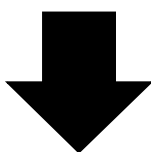
(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 比企地域自立支援協議会「障害福祉サービス事業所連絡会」で「障害福祉サービスにおける人材の確保と育成～自分たちのしごとと権利擁護～」をテーマに研修を実施した。
2. 基幹相談支援センター事業において、相談支援事業所を対象とした研修を実施した。
3. 医療的ケアが必要な人の支援については、「医療・福祉連携プロジェクト」で家族背景も含めた支援の在り方等、関係機関で協議している。
4. 通所系サービス事業所が拠点事業に位置づいたことから、「利用者の日常を把握している専門的人材」として、登録手続きに係る説明会でニーズや異変の把握と共有を依頼した。

⑥【地域の体制づくり】

把握した障害者・障害児の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりの実施



【自己評価】 **十分できている**

(十分できている／一定程度できている／全くできていない)

現状・課題に関する評価

1. 令和7月3月時点で「地域の体制づくり」機能を担う事業所として、7事業所が東松山市地域生活支援拠点の事業者登録を行っており、増減はない。
2. 地域の体制づくりを促進するため、拠点コーディネーターの配置について市内法人と協議し、令和7年4月から配置の見込みとなった。
3. 拠点コーディネーターの役割について、埼葛北地区地域生活支援拠点オリバーを視察し、視察内容を地域生活支援拠点等連絡会議で共有した。

東松山市地域生活支援拠点等事業 令和 7 年度に向けて

1. 地域生活支援拠点等登録事業所を増やし、拠点コーディネーターを中心に既存の関係機関のほか、医療機関や障害福祉サービス事業所も含めた連携体制を強化する。
2. 要支援者リストに記載された利用者と受入事業所のマッチングを進める。
3. 要支援者の事前把握について、療育 A 以上・40 歳以上の者を抽出し精査した結果、6 名について訪問等により状況や支援ニーズの把握を行う。
4. 施設入所者の地域移行に係る聞き取り調査結果を精査し、3 名について追加調査や個別の働きかけを進める。



合理的配慮提供事例集

令和 7 年 3 月 18 日



ひがしまつやましち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ かい
 東松山市地域自立支援協議会
 えすでい-じ-ず ごうりてきはいりやすいしんぶろしえくと
 SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



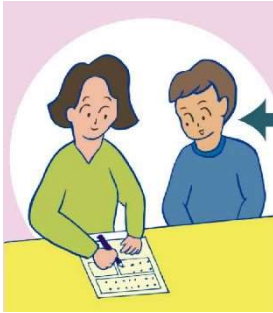
1 「合理的配慮の提供」とは



「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。負担が重すぎる場合には、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか説明をし、バリアを取り除く別の方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切とされています。

【「合理的配慮の提供」の例】

「自分で書きこむのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたときに代筆する。



絵や写真のカードやタブレットで意思疎通を図る



スロープなどを使って段差を解消する。



2 プロジェクト発足の背景と事例集



現在様々な計画で取り入れられているSDGsと「合理的配慮の提供」の推進について、障害のある子どもや人々を「取り残さない」ために本協議会がけん引役となることを目指し、当プロジェクトが発足しました。

プロジェクト発足の背景を踏まえ、当プロジェクトでは「合理的配慮の提供」を市内に広く普及させるため、9月第4週を「合理的配慮推進週間」として位置づけ、自立支援協議会関係事業所等の日頃の活動の中で、市内の合理的配慮事例を収集し、事例集を作成することとしました。





合理的配慮提供事例集①

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



アパートで单身生活をしている方の
居宅支援に伺ったときの事例です。



アパートで单身生活をしている方の居宅支援に伺う際、ご本人の事情を汲んだ自治会が緊急時のみ鍵を開閉して利用していたアパート前駐車場の常時使用を許可してくれました。これによりヘルパーの訪問がスムーズになりました。



負担が過大にならない範囲で、ご本人の事情を汲んで合理的配慮を提供いただけた例です。支援の時だけアパート入口に近い駐車場を利用させていただけることになり、スムーズな支援が可能となっています。支援中でも緊急時は車両を移動することや日頃から自治会の方とコミュニケーションをとることが大切だと思います。



合理的配慮提供事例集②

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



幼稚園での発表会などで
苦手なインタビューに答える
ときの事例です。



幼稚園の発表会やクラスのお当番活動などで、インタビューに答える場面で吃音が出やすいお子さんがいました。吃音が生じやすい場面に対する支援方法として、事前に質問内容を本人に伝えることを保護者や幼稚園に提案しました。その結果、個別支援として導入され、安心してみんなの前で発表することができるようになりました。



特別対応をすることは、他の園児と対応に差が出るため、難しいこともあると思いますが、障害のある子もない子も一緒に行事を楽しむためにと合理的配慮が提供された事例です。個別対応してもらった場合でも負担が過度にならない範囲での対応ということを支援者やご家族も理解しておくことが大切です。





合理的配慮提供事例集③

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



イヤーマフの使用した学校生活に対して合理的配慮が提供された事例です。



聴覚過敏がある児童本人が、イヤーマフを使用することに関して周囲にどう思われるか気にしていました。そのため、保護者からの希望で支援会議を開催。その結果、支援学級や通常学級の児童に対して、学校の先生からイヤーマフの使用について理解を促す話をしてくれました。



Point!

聴覚過敏がある児童が周囲を気にすることなくイヤーマフを使用する環境を整備するために、学校の先生から児童にイヤーマフの使用理由などを説明し、この児童が周りの目を気にせず学校生活を送ることができるようになるとともに、周囲の児童もこの児童の特性を理解する機会となった合理的配慮の提供事例です。



合理的配慮提供事例集④

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



児童の特性に合わせて家庭学習の内容が調整された事例です。



読み書きに困難さを抱える小学生児童が、他の児童を同様の宿題をこなすことに過重な負担を感じていました。そのため、保護者の意見を基に※相談支援専門員が担任の先生に宿題の内容や量の調整を申し出た結果、家庭学習に負担のない内容に調整してもらうことができました。

※相談支援専門員とは、障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う支援者です。



Point!

学校での生活だけではなく家庭学習の場面においても、児童の特性によって他の児童と同様の取組を行うことが困難なケースがあります。学習の進捗や他の児童との兼ね合いなど様々な要因がある中で、別の資料を作成することや先生に過大な負担が掛かってしまう場合は対応が難しいこともあると思われますが、お互いに納得ができる範囲で合理的配慮が提供された事例です。





合理的配慮提供事例集⑤

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



事前の申出により会場の下見
をすることができた事例です。



新しい場所に不安を感じやすいお子さんが小学校の入学を迎えるに当たり、保護者が入学式の前に会場の見学を学校に申し出ました。その結果、小学校の入学式前に会場や教室の見学ができることとなり、当日安心して参加することができました。



新しい場所や環境に不安を感じるお子さんは多いと思います。学校側も式典や新学期に向けた準備がたくさんあり、申し出に対していつでも対応できるものではないと思いますが、児童の特性を理解しようとする姿勢や負担が過重でない範囲で事前見学に対応することで合理的配慮が提供された事例です。



合理的配慮提供事例集⑥

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



学校の下駄箱にイスを用意
することで負担が軽減
された事例です。



靴の着脱に時間が必要なお子さんが、登下校などの際に床に座る体勢で靴を着脱することが負担となっていました。そのため、保護者と相談支援専門員が小学校の校長・教頭に相談をしたところ下駄箱にイスが用意されました。



床に座る体勢での靴の着脱を回避するため、可能な範囲（今回はイスを用意すること）で対応を検討してもらえた事例です。下駄箱ということで、児童の行き来が多かったり、ぶつかる危険がある場合など、必ずしも同様の対応とはならないこともあると思いますが、それぞれの事情に合わせて合理的配慮が提供されました。





合理的配慮提供事例集⑦

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



学習障害のお子さんが少しでも授業に取り組みやすくなるよう配慮された事例です。



LD（学習障害）と診断されており、板書の書き写しが難しく遅れてしまっていた児童がいました。タブレット端末に板書を画像として保存することを希望したところ、それが認められたことで授業に取り組みやすくなりました。



板書の書き写し時間を長くするのではなく、画像として保存することを認めることで、他の児童の学習時間の確保にもつながる配慮が提供された事例です。合理的配慮を提供する先生だけでなく、その他の児童にも負担としない方法が検討された結果となっています。



合理的配慮提供事例集⑧

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



コンビニでの買物の場面で合理的配慮が提供された事例です。



知的障害のある方との外出時、コンビニで買い物をするがありました。この方はこだわりがあり、商品を選んでレジに向かってても手に持った商品を店員さんにすぐに手渡せず固まってしまうことができました。それに気づいたレジの店員さんが、手に持ったままの商品をスキャンしてくれたことで、スムーズに会計を終えることができました。



障害特性に気づき、商品を手渡すことなく会計できる方法として、合理的配慮が提供され、それとともに、買い物の成功体験も提供することができた事例です。

コンビニなどのお店側の対応としては、混雑時や従業員数が少ない場合など、必ずしも同様の対応ができるとは限らないということも利用者も理解することが大切です。





合理的配慮提供事例集⑨

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



就労活動の中で字を書くことが苦手な方に合理的配慮が提供された事例です。



生活介護事業所での就労活動の1つで公園清掃があります。公園ごとに清掃活動の報告写真を撮影するため、右写真のようなボードを使用します。しかし、多くの利用者は字を書くことが苦手なので、これまでは施設名の部分を毎回職員がチョークで記入していました。しかし、利用者にも仕事の一環としてどうにか作業に携われないか検討し、あらかじめ施設名等を印刷してラミネートしておき、マジックテープで貼付けるなどの工夫をしてみました。結果、利用者が完了写真の場面で作業に参加できるようになるとともに、雨の日でもボードの字が消えることなく効率的な作業が可能となりました。



就労活動の多くの工程に参加してほしいという気持ちから、苦手なことでもやり方を変えることで作業への参加を可能にした事例です。利用者の方もしっかり最後の完了作業まで参加ができている実感を得られると思います。また、これまでの作業より効率的に作業が進められるようになっていることも素晴らしいと思います。



合理的配慮提供事例集⑩

東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト



テイクアウトで商品を購入したときの事例です。



足が悪い人や車椅子を利用している人のために、メニューが外に置いてあり、店員が外に出て対応し、入店せずに注文から商品受け取りができました。



足が悪い方や車椅子を利用している人にもお店を利用してほしいという気持ちから合理的配慮が提供された事例です。車椅子や杖などを利用した方が入店する際の手助けをすることも合理的配慮につながりますが、利用者自体がどのような配慮を望んでいるか確認することも大切です。





大人がおむつ替えをするための
大型のシートをご希望されたときの
事例です。



大型のシート（ユニバーサルシート）の代わりに大人も横
になれるサイズの大きい長椅子を用意することで、外出先
でもおむつ替えをすることができました。



大人も横になっておむつ替えができるユニバーサルシートがない場合に、シートの
代わりとして長椅子を用意したという合理的配慮の事例です。
代用できる物を使用することで、同様のサービスが提供できないかを確認することも
大切です。



合理的配慮や事例集に関する問い合わせ

お問い合わせ



東松山市地域自立支援協議会
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト会議事務局

東松山市役所 障害者福祉課
電 話：0493-21-1452（直通）
FAX：0493-24-6066
メール：fukushi@city.higashimatsuyama.lg.jp





ひがしまつやましち いきじりつしえんきょうぎ かい
東松山市地域自立支援協議会

えすでいーじーず ごうりてきはいろよすいしんぶろ じえくとかいぎ
SDGs/合理的配慮推進プロジェクト会議

東松山市地域自立支援協議会 委員名簿

<全体会>

(参加期間: 令和6年4月1日～令和7年5月31日)

No.	区 分	団体名等	職 名	氏 名	希 望
1	委託相談支援事業者	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	総合相談課長	佐藤 美奈	医療・福祉連携プロジェクト
2	〃	社会福祉法人昂	理事長	丹羽 彩文	—
3	〃	医療法人緑光会 比企生活支援センター	施設長	矢部 智之	地域生活支援拠点等連絡会議
4	医療機関	比企医師会	理事	岸澤 進	医療・福祉連携プロジェクト
5	〃	比企郡市歯科医師会	理事	浅野 聖子	医療・福祉連携プロジェクト
6	〃	医療法人緑光会 東松山病院	医療福祉相談室長	武田 耕典	地域生活支援拠点等連絡会議
7	訪問系サービス事業所	特定非営利活動法人 ヘルパーステーション・コアラ	代表理事	羽鳥 良江	医療・福祉連携プロジェクト
8	日中活動系事業所	特定非営利活動法人 Poco a Poco あんだんて	代表	松井 治子	地域生活支援拠点等連絡会議
9	居住系サービス事業所	社会福祉法人いずみ会 ケアホームいずみ	管理者	横田 大輔	地域生活支援拠点等連絡会議
10	入所施設系事業所	社会福祉法人青い鳥福祉会 あかつき園	施設長	上野 秀爾	地域生活支援拠点等連絡会議
11	保育園	私立保育園長会	ハルム松ノ木保育園	小池 千佳	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
12	幼稚園	東松山市私立幼稚園協会	会長	池永 和美	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
13	小学校	小学校長会	代表	長澤 誠	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
14	中学校	中学校長会	代表	川上 嘉久	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
15	特別支援学校	県立東松山特別支援学校	校長	和久井 洋助	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
16	〃	県立川島ひばりが丘特別支援学校	校長	原子 一彦	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
17	放課後児童クラブ	特定非営利活動法人東松山市学童保育の会	さくらやまクラブ指導員	磯崎 祐子	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
18	権利擁護機関	社会福祉法人東松山市社会福祉協議会	事務局長	奥村 一彦	地域生活支援拠点等連絡会議
19	就労支援機関	川越公共職業安定所東松山出張所	所長	牛久保 菜々子	進路支援連絡会議
20	〃	特定非営利活動法人 東松山障害者就労支援センター	代表理事	若尾 勝己	進路支援連絡会議
21	雇用関係機関	東松山地区雇用対策協議会	会長	榎本 淳也	進路支援連絡会議
22	自治会関係者	東松山市自治会連合会	副会長	若林 茂	地域生活支援拠点等連絡会議
23	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員協議会連合会 障害福祉部会	部会長	富樫 正紀	地域生活支援拠点等連絡会議
24	学識経験者	埼玉県立大学	名誉教授	朝日 雅也	—
25	公募	当事者家族		小西 尊晴	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
26	公募	その他		安藤 知佳子	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
27	東松山市	こども支援課	課長	大石 和夫	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
28	東松山市	学校教育課	課長	久保田 慶一	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
29	東松山市	総合教育センター	事務長	田原 祐己子	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
30	東松山市	健康推進課	課長	落合 要之	障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡会議
31	東松山市	社会福祉課	課長	荻野 裕	医療・福祉連携プロジェクト
32	東松山市	障害者福祉課	課長	小野澤 俊夫	進路支援連絡会議

進路支援連絡会議	4
障害のあるこどもの育ちと学びを支える連絡:	13
医療・福祉連携プロジェクト	5
地域生活支援拠点等連絡会議	8

令和7年度 東松山市地域自立支援協議会スケジュール（案）

	名称	計画目標に対する役割	幹事 事務局	会場	日時	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市	全体会	進捗管理、報告・助言・承認	東松山市	総合会館	年2回				7/30か/31								3/23か/24
市	事務局会議	協議会運営	東松山市	相談支援事業所 連絡会議と同じ	第4火曜 9:00～ 9:30	4月22日 (火)		6月24日 (火)		8月26日 (火)		10月28日 (火)		12月23日 (火)		2月24日 (火)	
市	幹事会	進捗管理、報告・助言・承認	東松山市	総合会館	第3金曜 14:30～		5月16日		7月18日		9月19日		11月21日		調整中		3月6日
							301会議室		306会議室		306会議室		306会議室				302会議室